

令和5年度第2回広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年3月15日（金）午後7時～午後8時30分
- 2 開催場所 広島市役所 本庁舎 14階 第7会議室
- 3 出席委員 樋口副会長、天野委員、磯邊委員、大盛委員、勝尾委員、佐々木委員、鈴木委員、田村委員、寺村委員、中原委員、久岡委員
（18名中11名出席）
- 4 オブザーバー 広島県健康福祉局疾病対策課長、広島県立総合精神保健福祉センター所長
- 5 事務局 障害福祉部長、精神保健福祉センター所長、精神保健福祉センター次長、精神保健福祉課長、精神保健福祉センター相談課長、保護自立支援課長、教育委員会生徒指導課長、消防局警防部救急担当部長（代理）
- 6 議 事
 - 議題1 令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について
 - 議題2 自殺(自死)に関する統計について
 - 議題3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について
 - ア 広島市における取組
 - イ 各団体等における取組
 - 議題4 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）における評価指標の進捗状況等について

7 発言要旨

| 区分 | 発言要旨 |
|---|--|
| 開会 | |
| 事務局 | (配付資料確認) (委員紹介(名簿配布に代える)) |
| 議題1 令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について | |
| 事務局 | (議題1 令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について、資料1により説明) |
| 樋口副会長 | 質問や意見はあるか。 (発言なし) |
| 議題2 自殺(自死)に関する統計について | |
| 事務局 | (議題2 自殺(自死)に関する統計について、資料2～3により説明) |
| 久岡委員 | 若年層の自殺(自死)について伺いたいことがある。資料2の4ページに記載の「年代別死因別順位(広島市)」において、10代、20代における死因の第一位が自殺であるが、平成30年と令和4年を比較すると、その割合がかなり増えているという説明がされた。 また、3ページに記載の「年齢層別の自殺者数及び自殺死亡率」を見ても、平成30年と令和4年を比較すると、若年層の自殺者及び自殺死亡率が増加している。 10代、20代の自殺が増加していることについて要因を把握しているのか教えてほしい。また、10代、20代の若者が自ら命を絶つことは大変悲しいことであるが、何か対策を考えているか教えてほしい。 |
| 事務局 | 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）を策定する際に、若年層及び女性の自殺者が増加していたことを踏まえ、その対策として、令和4年度より |

| 区分 | 発言要旨 |
|---|---|
| | <p>インターネットを活用した相談支援事業を開始した。</p> <p>令和4年度はモデルで実施し、継続相談に繋がる件数が目標値を上回るとともに、継続相談後にポジティブな感情の変化や広島市の相談機関に繋がったケースが見られるなど、効果があるとして、令和5年度から通年で実施している。</p> <p>その他では、SOSの出し方に関する教育を、令和5年度より公立の小中学校において全校実施されるようになったことや、コロナ禍で人と人の交流が出来なかったのが、令和5年には感染法上の分類が2類から5類に変更となり、感染のリスクは引き続きあるものの、以前と同様の交流が出来るようになるとともに、景気も良くなっている状況にあるなど、社会情勢の変化も要因としてあると考えている。</p> <p>令和5年に入り、若年層の自殺者が減少しており、こうした対策による効果とは断言はできないが、新規で開始したこれらの事業が影響したかもしれないと考えている。</p> |
| 久岡委員 | <p>インターネットを活用した相談支援事業が新たに始まったことなどの経過が分かった。ただ、令和4年に10代の自殺者が増加したことを鑑みると、我々も何か出来ることがあれば取り組みたいが、学校など様々な関係機関と連携を行うなどして、10代で自ら命を絶つことがないように、自殺者が減っていくことを願うばかりである。</p> |
| 田村委員 | <p>資料2の5ページの職業別の統計を見ると、有職者の方が多く、ストレスが多いのかと感じたが、一方で年金・雇用保険等生活者も多く、失業者は少ないということによく意味が分からないため、広島市や全国の有職者及び失業者の母数と割合を教えてほしい。失業者の母数が少ないため、失業者の自殺者が少ないのかどうかということを知りたい。</p> |
| 事務局 | <p>労働力調査によると、全国の人口が約1億2千万人で、令和6年1月の完全失業者数が163万人である。完全失業者数を労働力人口で割った完全失業率は2.6%となる。</p> <p>本市の人口が約120万人で、完全失業者数を全国と同様の割合とした場合、本市の自殺者の中で失業者が10人いると考えると、割合としては多いと思われる。</p> |
| 田村委員 | <p>有職者の状況はどうか。</p> |
| 事務局 | <p>同労働力調査によると、有職者は、6714万人である。</p> |
| 議題3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について(ア 広島市における取組) | |
| 事務局 | <p>(議題3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について、資料3により説明)</p> |
| 中原委員 | <p>以前も類似の質問をさせていただいたが、資料4の1ページの「自殺(自死)防止相談電話」において、相談件数を性別で見ると圧倒的に女性の割合が多い一方で、自殺者は男性が多い状況にある。自殺(自死)防止相談電話の相談状況だけで判断できるものではないと思うが、男性が相談機関に繋がりにくい傾向及び対策について教えてほしい。</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|--|---|
| 事務局 | <p>精神保健福祉課で実施している「インターネットを活用した相談支援事業」においても、相談者は女性が圧倒的に多く、男性が少ない傾向にある。委託先は他の都道府県や政令指定都市で実績があるため、この傾向の理由について確認したところ、男性に比べ、女性のほうが困っている際に援助を希求する行動を取る傾向にある一方で、男性は我慢する傾向にあり、相談に繋がりにくい傾向が全国的にあると確認している。</p> <p>自殺(自死)防止相談電話とは傾向が違うが、いのちの電話においては男性の相談が増えていると聞いている。</p> |
| 樋口副会長 | <p>後ほど取組状況の報告でも説明するが、いのちの電話では、以前は女性の相談が非常に多く、女性のほうが困ったら SOS を出しやすいと考えていたが、今年度に入ってから男性、特に 50 代の男性からの相談が圧倒的に多く、深夜は、男性の相談ばかりである。</p> <p>いのちの電話は、予防的な早めの相談の傾向にあり、後で自死の傾向が来るところがあるが、特徴的には男性の相談が増えており、電話は話しやすいのかなと思う。</p> |
| 事務局 | <p>中高年層の男性の自殺者が多い傾向にあるため、今年度は産業保健総合支援センターと共催で、心のサポーター養成研修を実施した。企業の労務担当者等に参加してもらい、企業と連携し、働き盛りの男性への自殺対策として何か出来ないかと対策を強化している。</p> |
| 中原委員 | <p>支援機関や相談を受ける者が多様でないといけないと感じたとともに、相談機関や相談の受付時間帯によっても変わってくると感じた。</p> |
| 樋口副会長 | <p>いのちの電話では、男性からの相談は、昼間より夜が多く、職業別では、約半分は有職者、約半分はひきこもりの方や求職中や失業中の方となっている。</p> |
| 天野委員 | <p>インターネットを活用した相談支援事業の利用状況について教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>後ほど資料 6 で説明させていただきたい。</p> |
| 議題 3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について (イ 各団体等における取組) | |
| 天野委員 | <p>本会としての取組は特段具体的には行っていないが、広島県の官・学・医で構成される地域保健対策協議会にて設置した精神疾患専門委員会において、自殺対策や精神疾患の対応を進めるほか、広島県自殺対策連絡協議会や当会議に参画することで、自殺(自死)対策について取り組んでいる。</p> |
| 事務局 | <p>(広島市社会福祉協議会の取組について、資料 5 (1～2 ページ) により説明)</p> |
| 大盛委員 | <p>広島大学病院は総合病院であり、医療分野でできることを対応させてもらっている。</p> <p>広島大学病院の高度救急救命センターは、例えば 30 メートルの橋から飛び降りたケースや、幻覚妄想に支配され包丁で腹部を刺して内臓が飛び出てしまったケースにおいても、場合によっては助けることができる県内随一の救命センターであり、症状が重い方が多いということが特徴である。</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|------|---|
| | <p>自殺未遂は将来の自殺既遂の最大の危険因子であることが分かっているため、自殺未遂者を救うことが今後の再企図を防止することになると思うので、100%対応を目標にリエゾン介入しており、当院での治療継続や他院への紹介を行っている。</p> <p>同センターにおける自殺未遂者の再企図率は2021年度が10%程度であったが、我々の活動やスタッフの尽力もあり、2022年度は5.4%と低下し、2023年度も同程度の低水準を維持出来ている。</p> <p>厚労省戦略研究ACTION-Jによって自殺未遂者への積極的支援は再企図リスクを低下させることが判明しており、我々の努力もあり、診療報酬制度へ反映された。資料に記載のとおり、令和4年度より3000点から7000点に増点され、こうした算定が病院収益を上げ、スタッフの雇用など病院経営に生かされている。</p> <p>研修会を受講しないとこの診療報酬の算定が得られないため、昨年、私が受講し、PSWも受講を目指している。</p> <p>その他、広島県の話になるが、当院では平成27年から広島県独自の自殺未遂者地域支援介入事業を実施しており、先ほどの説明にあった広島市民病院や安佐市民病院で実施しているものと同様に、PSWによる追跡調査として1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後に調査を行い、精神科受診の勧奨、精神科と身体科の連絡コーディネート、精神科受診中断者への受診勧奨、社会資源の導入とコーディネートなどを行っているが、ソーシャルワーカーが介入した介入群は非介入群と比して有意に再企図率が低下していることが判明しており、今後もこの事業を継続し、リエゾン活動を通じて、引き続き自殺未遂者をサポートしていきたいと考えている。</p> |
| 事務局 | <p>(広島市民生委員児童委員協議会の取組について、資料5(3ページ)により説明)</p> |
| 勝尾委員 | <p>家族会連合会としては、各区の家族会から自殺者が出たなどの報告を受ける体制にはしていないため正確ではないが、昨年度はオーバードーズによる自殺未遂は別として、自殺で亡くなった方は聞いていない。</p> <p>病気の方の自殺に加え、介護疲れなどによる親子心中や、思い余って子供を殺してしまったという話を聞くため、私たちはこうしたことがなくなるように、一人一人の問題を深掘するような研修や学習会や相談会に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>毎年、「家族による家族学習会」を開催しているが、少人数で自分の抱えている問題を話し合いながら5日間連続で進めていく学習会であり、内容が濃いのが、5日間も参加するのは大変であるとの声や、安佐北区在住者より会場の中区まで行くのは大変であるとの声があり、試行錯誤ではあるが、令和5年度より安佐南区で3日間のコースも取り入れている。</p> <p>相談支援活動については、これまで市家族会連合会(以下「市家連」という。)としては取り組んでおらず、各区の家族会に任せていたが、今年度からは、市家</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|------|---|
| | <p>連として中区で偶数月に開催することとなった。</p> <p>ただ、広報がうまくいっておらず、誰も相談に来なかったという月もあったが、中国新聞の「けんこう掲示板」に記事を掲載すると、相談者が急に増えたと聞いている。</p> |
| 鈴木委員 | <p>当会は、直接うつ病・自殺対策に係る取組は行っていないが、ひきこもり関連の活動について2点紹介させてもらう。</p> <p>まず、ひきこもり家族会支援活動は、日本臨床心理士会からの要請により2022年度より始めた「ひきこもり家族会支援事業」を展開している。</p> <p>具体的には、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会所属の「広島もみじの会」という家族の会に対して、毎月第2日曜日に開催される月例会への参加や、2022年度は個別相談を行っていたが、2023年度は集団で10人程度を対象にグループで相談活動を行っている。</p> <p>我々は相談支援機関ではなく、職能団体であるため、基本的にはこれまで相談活動は行ってきていないが、今回は、日本臨床心理士会から広島県を含めた全国の10程度の都道府県に要請があり、2022年度はWAM(独立行政法人福祉医療機構)の助成金が認められたが、2023年度は同様に助成金を申請したが、認められなかった。ただ、日本臨床心理士会としては、継続していく意義のある活動であるとして、日本臨床心理士会からの予算が認められ、各月例会の参加やグループでの相談に係る報酬が出せる予算措置が出来たため、例外的にこうした活動を行っているものである。</p> <p>2点目として、ひきこもり問題の啓発活動として、2023年12月にひきこもりに関する研修会を実施した。</p> <p>午前中は、東広島市地域共生推進課と共催で一般市民にも開放し、ひきこもりに関する基本的な知識を知ってもらう目的で実施し、主に東広島市の教育・福祉領域行政職員、地域の民生委員・児童委員、ひきこもり関連機関相談員、ひきこもり当事者およびその家族など、95名が参加した。</p> <p>午後は、広島県公認心理師協会と共催で、対象を心理職に限定し、ひきこもり支援における心理職の役割について、もみじの会の支援活動などを振り返りながら、心理職としてどのような支援が出来るか討論などを行う研修会を実施した。</p> |
| 寺村委員 | <p>過重労働が原因で発症した脳心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害については、業務上疾病と認定され、労災保険が給付されているが、支給件数は4年連続で過去最高を更新している。</p> <p>また、先ほどの報告にあった年代別死因では、20代から50代までで自殺が死因の3位以内に入っており、職業別では有職者が1位となっている背景を考えると、1日の多くの時間を費やす職場環境を整えることが重要であると考えている。</p> <p>相談機関に相談してみようと思うことも、まずは身近な人や上司や同僚が気づくことが相談に繋がり、自殺未遂や自殺の予防に繋がると考えるため、産業医、</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|------|--|
| | <p>産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対してメンタルヘルスの研修を昨年度より回数や内容を増やして実施した。</p> <p>職場の相談体制の改善や、労務担当者や産業保健スタッフなどの相談支援者のスキルの向上や、職場環境に関するメンタル異常者の早期発見、職場環境改善と同時に、労働者自身が個々のセルフケア向上に対する研修も併せて実施し、メンタル不調を起こさないための予防の取組も同時に回数を増やして今年度実施した。</p> <p>労災認定者のうちの原因のトップがパワハラであったこともあり、例年のメンタルヘルスの研修の中に、パワハラに関する研修の回数を追加したことと、ギャンブル依存症、アルコール依存症に加え、最近問題視されている薬物乱用に関することなども盛り込むことで、幅を広げ、内容を充実させて研修を実施した。</p> <p>また、研修会だけでなく、実際に事業場に訪問し、事業場に即した実地相談として、心の健康づくり計画の策定支援やストレスチェック制度の導入支援や集団分析の活用など、訪問支援を行うことで、事業場の体制を整えている。</p> <p>自殺のハイリスク者が多く潜在する働く世代に対して、事業場内のメンタルヘルス対策を強化していくよう、事業主及び人事・労務管理者等に対して、より一層自殺対策のための人材育成を来年度も引き続き行っていきたいと考えている。</p> |
| 中原委員 | <p>1点目は、間接的な取組にはなるが、多様な法律相談窓口の展開をしており、添付資料3に、弁護士会に常設している相談をまとめている。</p> <p>一番上に記載のある法律相談センターひろしまは、弁護士会館にあり、毎日面談による相談を実施しているが、それ以外にも電話相談などで様々なテーマで電話相談を受け付けており、特に電話相談は、時間内に多くの相談が入っている。</p> <p>2点目として、自殺（自死）ハイリスク者を支援するためのケア会議等への弁護士の派遣を実施している。</p> <p>本事業は、広島県と広島市からの委託事業になるが、添付資料4の本事業のケース会議への派遣に係るチラシに記載のとおり、支援者からの要請により弁護士がケース会議に参加させていただくものであり、本人の費用負担はない。</p> <p>今年度の実績は、現在のところ8件で、うち広島市内のケースで6件の利用がある。行政の保健師や病院のソーシャルワーカーからの要請により、派遣をすることが多い。</p> <p>3点目として、いじめ予防授業の実施であり、これは学校側からの要望に基づき、学校に弁護士が赴き、いじめ予防の授業を実施するものである。</p> <p>今年度の派遣実績は、資料に記載のとおり現在のところ26件で、いずれも広島市内の学校において実施している。教育委員会の理解もあり、校長会などでも広報をしており、非常に多くの利用がある。</p> <p>4点目は、暮らしとこころの総合相談会である。</p> <p>弁護士会の相談は、弁護士だけの法律相談が通常ではあるが、多種専門職によ</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|-------|---|
| | <p>る無料の総合相談会を、年4回程度実施しているものである。</p> <p>今年度の実施日ないし実施予定日は資料に記載のとおりであり、昨年12月と今月に実施する相談会は、広島市役所の講堂で実施し、多くの来場者があるものと考えている。</p> |
| 事務局 | (広島労働局の取組について、資料5(5ページ)により説明) |
| 事務局 | (広島商工会議所の取組について、資料5(5ページ)により説明) |
| 久岡委員 | <p>看護協会は、保健師、助産師、看護師、准看護師が所属する団体であるが、働く場所が診療所、病院、産業保健、在宅療養の場、地域保健と様々であり、うつ病・自殺対策の取組は、研修事業が中心となる。</p> <p>まず、取組1の保健医療福祉施設等におけるうつ病・自殺(自死)予防対策のゲートキーパーとしての看護職の資質向上を図る研修会の企画・開催であるが、本年度は本会主催による研修会は実施していない。</p> <p>2として、広島市精神保健福祉センターが開催した「アルコールを伴ううつ病等の理解と自殺予防 ～死にたい気持ちに気づいたら 医療現場でできること～」に共催として、Webで参加している。</p> <p>取組2のメンタルヘルス対策の推進であるが、看護職自身のメンタルヘルス向上のための研修会として、「お互いを認め合う職場づくり」をテーマとした看護師職の研修会を開催している。</p> <p>2の保健師、助産師、看護師の三職能の合同研究会として、「つなごう、看護の手わたしたちのメンタルヘルスケア」をテーマとした研修会を開催している。</p> <p>続いて6ページになるが、対象者のメンタルヘルス向上のための研修会として、3つの研修会を開催している。</p> <p>1つ目は、保健師の研修会であるが、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指して～保健師に必要なLGBTQの理解を深めよう～」をテーマとした研修会を開催している。</p> <p>2つ目として、「もっと知りたい「ヤングケアラー」のこと」をテーマとした看護師職の研修会を開催している。</p> <p>3つ目は、地域保健・産業保健フォーラムとして、「生きづらさを抱える方への相談支援を学ぼう!!」をテーマとして研修会を開催している。</p> <p>最後の取組3は、うつ病、自殺予防対策等の普及啓発の推進になるが、研修会等開催の後援、参加協力、ポスター、チラシ、開催案内等の掲示および情報提供を他団体のうつ病、自殺予防対策推進事業等への協力として実施している。</p> |
| 樋口副会長 | <p>各団体においては、自殺(自死)対策の有意義な取組をしていることに対してお礼を申し上げます。その他、資料にない団体等においても、うつ病・自殺(自死)対策に関する取組で紹介できるものがあれば説明をお願いしたい。</p> <p>(発言なし)</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|------|---|
| | <p>発言がないため、いのちの電話の取組について追加資料のとおり報告させてもらいたい。</p> <p>いのちの電話では、電話相談員が高齢化するとともに減少しており、受信件数も減少しているが、男性が 3,321 件、女性が 3,889 件で、その他を加えると、計 7,245 件となっている。</p> <p>全体としては女性の数のほうが多いが、内容別と年代別の受信件数を見ると、男性では、最も多いのが「精神」の問題で 50 代の 301 件、2 番目に多いのが「人生」で 50 代の 241 件となっている。女性全体では、「精神」が最も多くなっており、年代別では 40 代が 185 件と最も多く、女性全体では「人生」が 2 番目に多く、年代別では 50 代が最も多く、183 件となっている。</p> <p>この中で自死傾向が最も多いのは、50 代の男性の「人生」で 54 件となっている。2 番目に多いのが 50 代の男性の「精神」で、3 番目に多いのが 30 代の女性の「人生」、4 番目に多いのが 40 代の女性の「人生」となっている。</p> <p>その他、「家族」の問題が多くなっているが、自死傾向はとて低く見受けられる。</p> <p>特徴としては、先ほども説明したとおり、以前は圧倒的に女性の相談が多かったが、2023 年の特徴としては、男性の相談がかなり増えているということである。</p> <p>以前は、「今薬を飲んだ」であるとか、「ビルの上にいる」といった危機介入が必要なケースがかなりあったが、最近では「死にたい」とか「希望がない」といった心情的なものを訴える方が多く、自殺予防的な視点で我々が介入するケースが多くなっている。</p> <p>コロナをきっかけとして、在宅勤務の増加や、外出の機会の減少や失業等により、特にひきこもり傾向にある男性が増加していると思う。</p> <p>深夜の電話はほとんどが男性で、特に 50 代の方が多く、相談者の全員が 50 代の男性であったケースもあった。</p> <p>また、いのちの電話で実施した研修として、LGBT に関する研修と、発達障害に関する研修である。LGBT と発達障害の方からの相談が非常に増えているため、研修を実施した。その他にも諸々あるが、全体としてはこのような傾向にあったことを報告したい。</p> <p>いのちの電話の報告は以上であるが、その他、全体的な質問や意見があればお聞きしたい。</p> |
| 磯邊委員 | <p>先ほど久岡委員より子どもの自殺について質問がされたが、1 月 27 日の中国新聞において「自殺者数 2 万 1818 人 23 年コロナ禍後高止まり」との記事が掲載されていた。</p> <p>同記事の中で、厚生労働省の担当者が「子どもの自殺に関する施策は全てが重要。自殺予防教育などを推進したい」と発言している。</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|------|---|
| | <p>こうした記事を踏まえ、子どもの自殺に着目すると、資料2の2ページの「イ年代別の自殺者数」で広島市においては、20歳未満の自殺者が全体の数は少ないものの、令和4年は数が増えており、全国と比較しても広島市は増加傾向にある。</p> <p>また、資料2の4ページの「イ年代別死因順位」において、10歳から19歳について、平成30年では、死因の中で悪性新生物と自殺が同じ割合で最も多かったが、令和4年では、自殺が単独で最も多く、自殺の割合が増加している。</p> <p>若年層の自殺者の増加に関する対策として、SOSの出し方に関する教育について先ほど回答がされたが、資料6の一番上において、「文部科学省が平成26年7月に「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」を作成・配付している」との記載がある。</p> <p>自身でも読んでみたが、膨大な量であり、実際に本市の学校で活用し、導入しているのか教えてほしい。</p> <p>実際に活用、導入することが出来れば効果があると思うが、非常に難しい内容であるため、どのようにしているのか教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>委員ご指摘のとおり、文部科学省作成の手引は、難しい内容が多く、学校現場が全てを行うのは困難であることから、教育委員会は、スクールカウンセラーとともにSOSの出し方に関する指導案を作成し、授業の中で行っていくという手法をとっている。</p> |
| 磯邊委員 | <p>手引のとおりに行うためには、保護者の同意がいるはずであるが、保護者の同意を得るのは非常にハードルが高いと思われるが、手引のとおりに行っているわけではないのか確認したい。</p> |
| 事務局 | <p>家族や親せきの中で自死の方がいる場合もあり、一律に授業の中で文部科学省作成の手引のとおり行おうとする場合は、委員ご指摘のとおり、家族の同意を得る必要がある。</p> <p>現在は自殺だけでなく、震災など様々な原因で保護者が亡くなるケースがあるため、教科の中でも自殺予防教育は行っているが、個々のケースだけを取り上げて行うのは難しいため、全体の中で行えるような指導案に変えて実施しているのが実態である。</p> |
| 磯邊委員 | <p>このような取組により、SOSをどのように出していくかに繋がっていくという理解でよいか。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘のとおりである。小学校5年生から段階に応じてテーマを変えながら、小学校5年、6年、中学校1年、2年とレベルに合わせながら、内容を変えて授業を行っている。</p> <p>今年度は、高等学校1年、2年生分の指導案を作成し、来年度から高等学校でも実施する。高等学校の指導案は、最後に生徒がゲートキーパーになれるように、友人からこのような話を聞いた際に、どのように対応するのかというところまで踏まえた段階的な取組となっている。</p> |

| 区分 | 発言要旨 |
|---|--|
| 磯邊委員 | 素晴らしい取組であると思う。 |
| 議題4 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について | |
| 事務局 | (議題4 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について、資料6～7により説明) |
| 樋口副会長 | 質問や意見はあるか。 (発言なし) |
| 閉会 | |
| 樋口副会長 | 最後に、事務局から連絡事項があれば伝えてほしい。 |
| 事務局 | 本日は長時間にわたり、有意義な議論をありがとうございました。 本会議の委員の任期は、令和6年3月末日をもって一旦満了となるため、現在の委員による会議は、本日が最後となる。これまでの市政への御提案に、深く感謝する。 次期委員の就任について、各関係機関に推薦依頼文をお送りし、推薦をお願いしているので、よろしくお願いいたします。 |

令和5年度第2回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議

日時 令和6年3月15日(金)
午後7時～午後8時30分
場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次 第

1 開会

2 議事

議題1 令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について

議題2 自殺(自死)に関する統計について

議題3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について

ア 広島市における取組

イ 各団体等における取組

議題4 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

3 閉会

※ 配付資料

【議題1関連資料】

資料1 令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について

【議題2関連資料】

資料2 自殺(自死)に関する統計について

資料3 令和5年の月別自殺者数(速報値)について

【議題3関連資料】

資料4 広島市における令和5年度うつ病・自殺(自死)対策事業の取組

資料5 各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組

【議題4関連資料】

資料6 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

資料7 広島市公式SNSによる相談機関の周知(令和5年9月投稿分)

【参考資料】

委員名簿

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

令和5年度第1回連絡調整会議等における主な意見等への対応について

| 番号 | 意見等があった会議 | 委員名 | 意見等の概要 | 意見等の詳細 | 対応（予定も含む） |
|----|------------|--------------|------------------|---|---|
| 1 | 令和4年度第2回会議 | 寺村委員 岡本会長 | ゲートキーパー研修について | <p>（寺村委員） ゲートキーパー研修について、令和4年度は広島市と産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）との共催で研修を実施した。 産保センターとしては、令和5年度以降も継続的に共催で実施したいと考えるが、広島市からは令和5年度の共催実施は難しいとの回答を得ている。 しかし、広島市と産保センター双方のネットワークを活用することで、参加者が集まりやすくなること、受講者のアンケートにより好評な結果が得られたこと、働く世代の自殺者数の増加への対策として、共催により研修を実施することは効果的であると思うため、共催実施を前向きに検討いただきたい。 （岡本会長） 中高年層の男性の自殺者数が多いことが事実であれば、そこに焦点を当てて対策すべきであり、重要な指摘であると思う。 また、共催だけでなく、研修を複数回実施することを可能とするため、広島市で予算を支出することも検討してもらいたい。</p> | <p>広島市ではゲートキーパー研修を体系的に開催しているところであるが、働く世代への自殺対策として産保センターとの共催は有意義であると考えている。 令和5年度は他事業との兼ね合いから共催での実施が困難であったが、今後は令和4年度の実績を活かしてゲートキーパー研修の共催実施を行いたいと考えており、現在6年度の実施にむけて現在調整を行っているところである。</p> |
| 2 | 令和5年度第1回会議 | 中原委員 | ホームページの情報の修正について | <p>広島弁護士会が実施する法律相談センターひろしまについて、そごうデパート新館から弁護士会館に場所が移転した。正確な情報を市民に伝えるため、本市ホームページの中の相談の手引きに掲載されている当該相談窓口の情報について修正を検討してもらいたい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、速やかにホームページの掲載情報を修正させていただきました。 今後も正確な情報を市民に伝えるとともに、市民が知りたい情報によりスムーズにアクセスできるよう、ホームページの充実に努めていきたい。</p> |
| 3 | 令和5年度第1回会議 | 長田委員 | 心のサポーター養成研修について | <p>心のサポーター養成研修の事業の進め方として、本市民生委員児童委員協議会を通さずに、民生委員児童委員を対象に研修を行ったことに問題意識を強く持っており、本件の対応に対する回答について、民生委員児童委員協議会の事務局あるいは理事会に報告してほしい。</p> | <p>同会議終了後、令和4年度の心のサポーター養成研修の実績として、民生委員・児童委員のみを対象に研修を実施したと誤解を招かないよう資料を修正する旨を長田委員に説明し、左記報告は不要である旨について、了承を得た。（修正後の当該資料及び当該やりとりについては会議録の末尾に記載し、各委員に送付済み。）</p> |

自殺(自死)に関する統計について

1 人口動態統計(厚生労働省)

広島市と全国との比較において、全国の人口(約1億2,500万人)は広島市の人口(約120万人)の概ね100倍であることから、全国のグラフの目盛は、広島市の100倍としている。

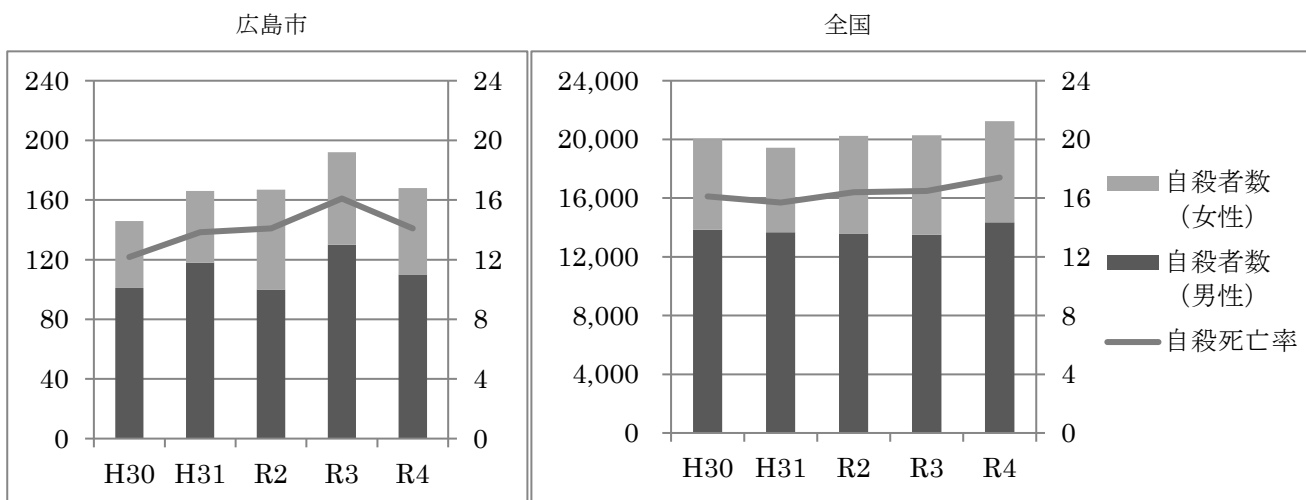
※ 令和5年については、

速報値が9月分までしか公表されていないため、令和4年までの数値を示している。

(1) 全国との比較

ア 自殺者数及び自殺死亡率 ※グラフ左:自殺者数(単位:人)、グラフ右:自殺死亡率(単位:10万人当たり)

(ア) 全体

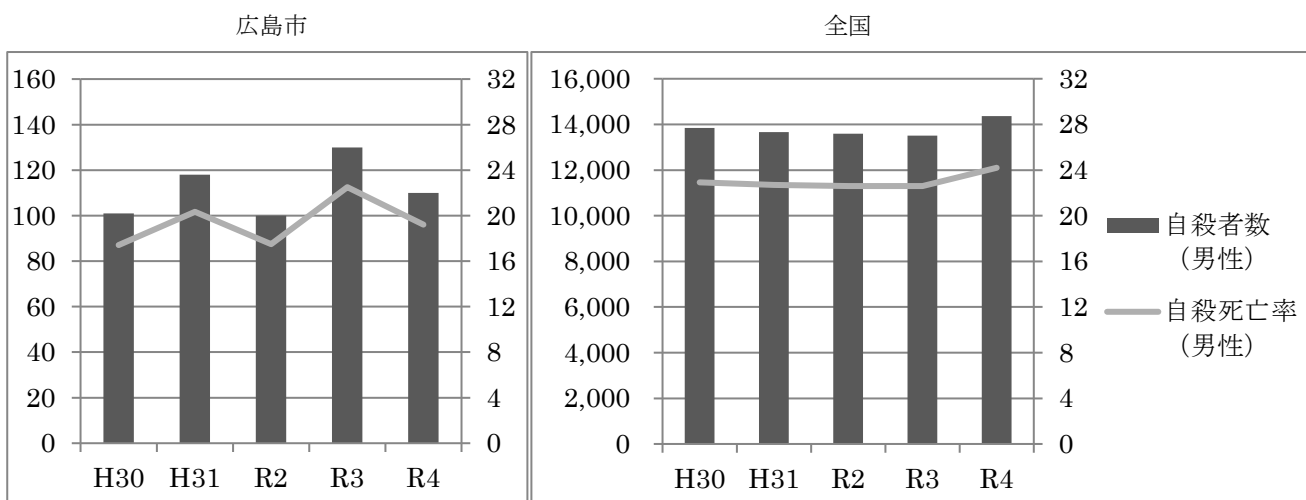


| 【広島市】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|---------|------|----------|------|------|------|
| 自殺者数(人) | 146 | 166 | 167 | 192 | 168 |
| 自殺死亡率 | 12.2 | 13.8 | 14.1 | 16.1 | 14.1 |

| 【全国】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|---------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 自殺者数(人) | 20,031 | 19,425 | 20,243 | 20,291 | 21,252 |
| 自殺死亡率 | 16.1 | 15.7 | 16.4 | 16.5 | 17.4 |

出典:人口動態統計(厚生労働省)から作成。以下、「資料2」の1において同じ。

(イ) 男性



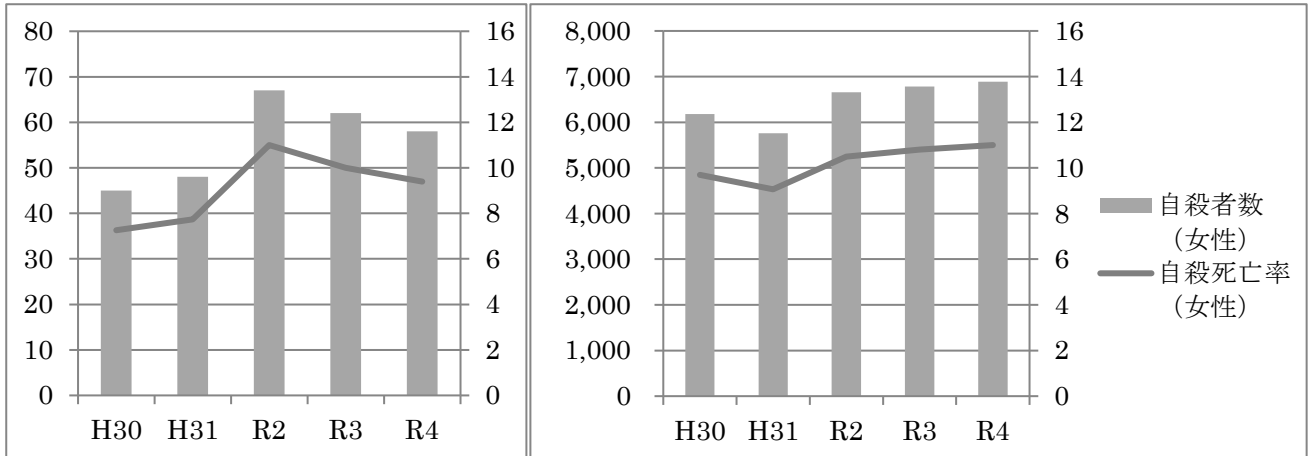
| 【広島市】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|---------|------|----------|------|------|------|
| 自殺者数(人) | 101 | 118 | 100 | 130 | 110 |
| 自殺死亡率 | 17.4 | 20.3 | 17.5 | 22.5 | 19.2 |

| 【全国】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|---------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 自殺者数(人) | 13,851 | 13,668 | 13,588 | 13,508 | 14,362 |
| 自殺死亡率 | 22.9 | 22.7 | 22.6 | 22.6 | 24.2 |

(ウ) 女性

広島市

全国

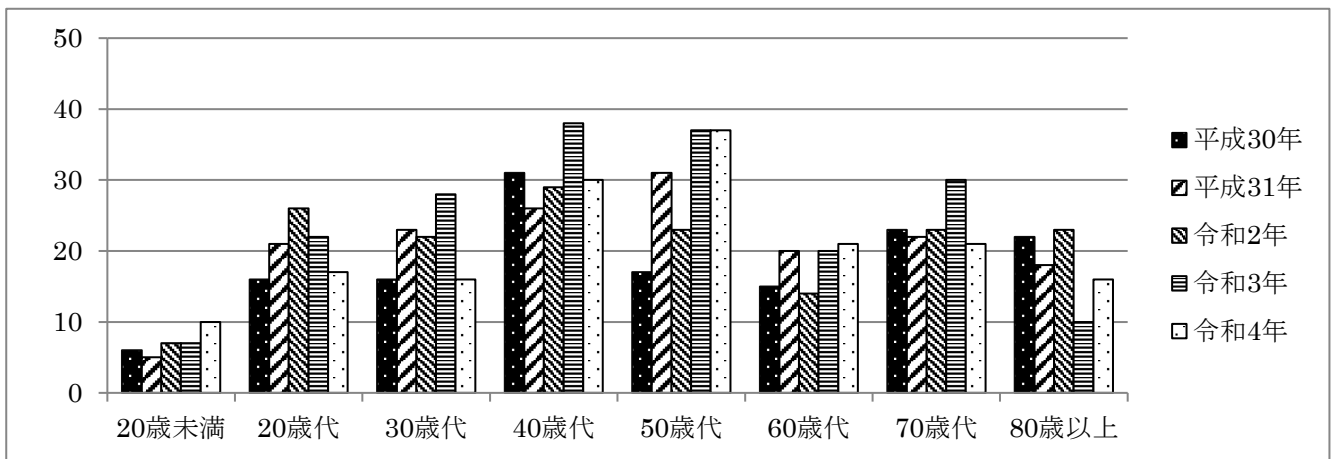


| 【広島市】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|----------|-----|----------|------|------|-----|
| 自殺者数 (人) | 45 | 48 | 67 | 62 | 58 |
| 自殺死亡率 | 7.3 | 7.7 | 11.0 | 10.0 | 9.4 |

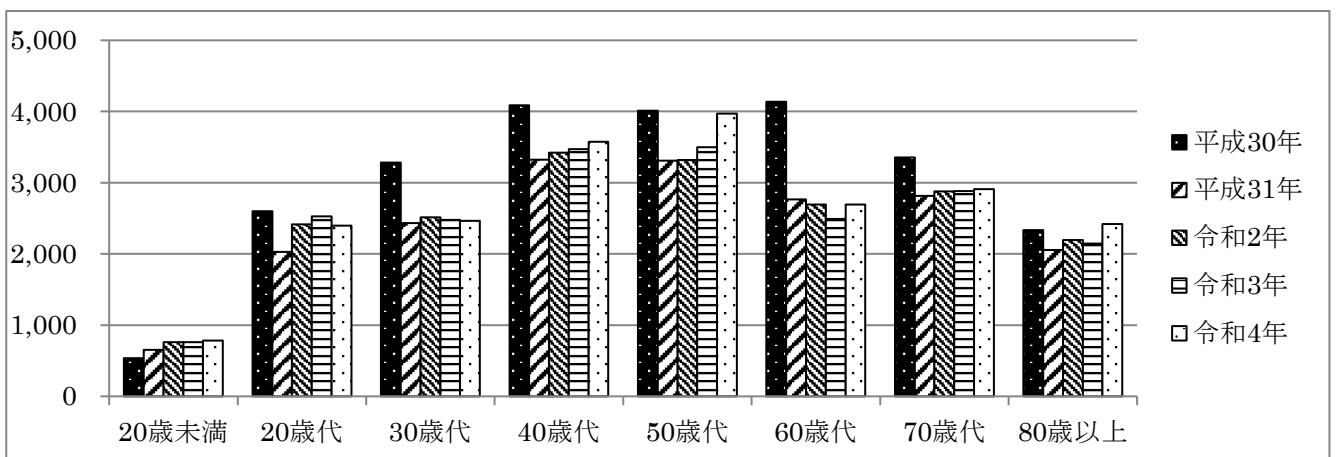
| 【全国】 | H30 | H31 (R1) | R2 | R3 | R4 |
|----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 自殺者数 (人) | 6,180 | 5,757 | 6,655 | 6,783 | 6,890 |
| 自殺死亡率 | 9.7 | 9.1 | 10.5 | 10.8 | 11.0 |

イ 年代別の自殺者数 (単位：人)

広島市



全国

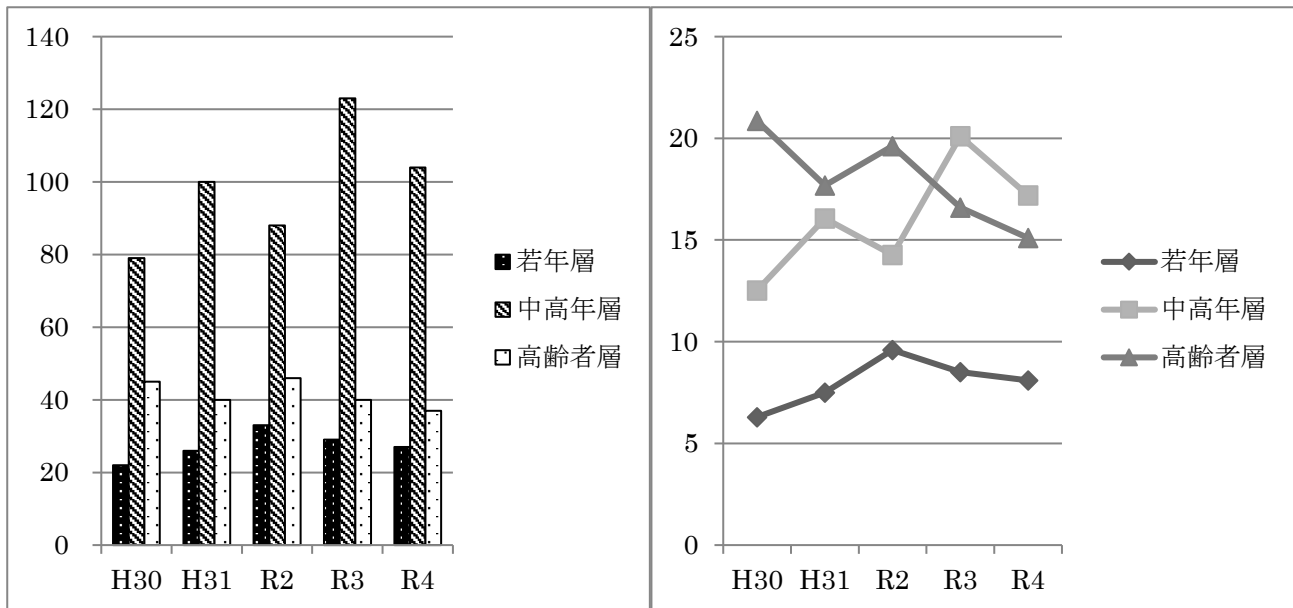


(2) 広島市の状況

ア 年齢層別の自殺者数及び自殺死亡率

自殺者数 (単位: 人)

自殺死亡率 (単位: 10万人当たり)



※若年層: 30歳未満、中高年層: 30歳~69歳、高齢者層: 70歳以上

イ 年代別死因順位（広島市）

【平成30年】

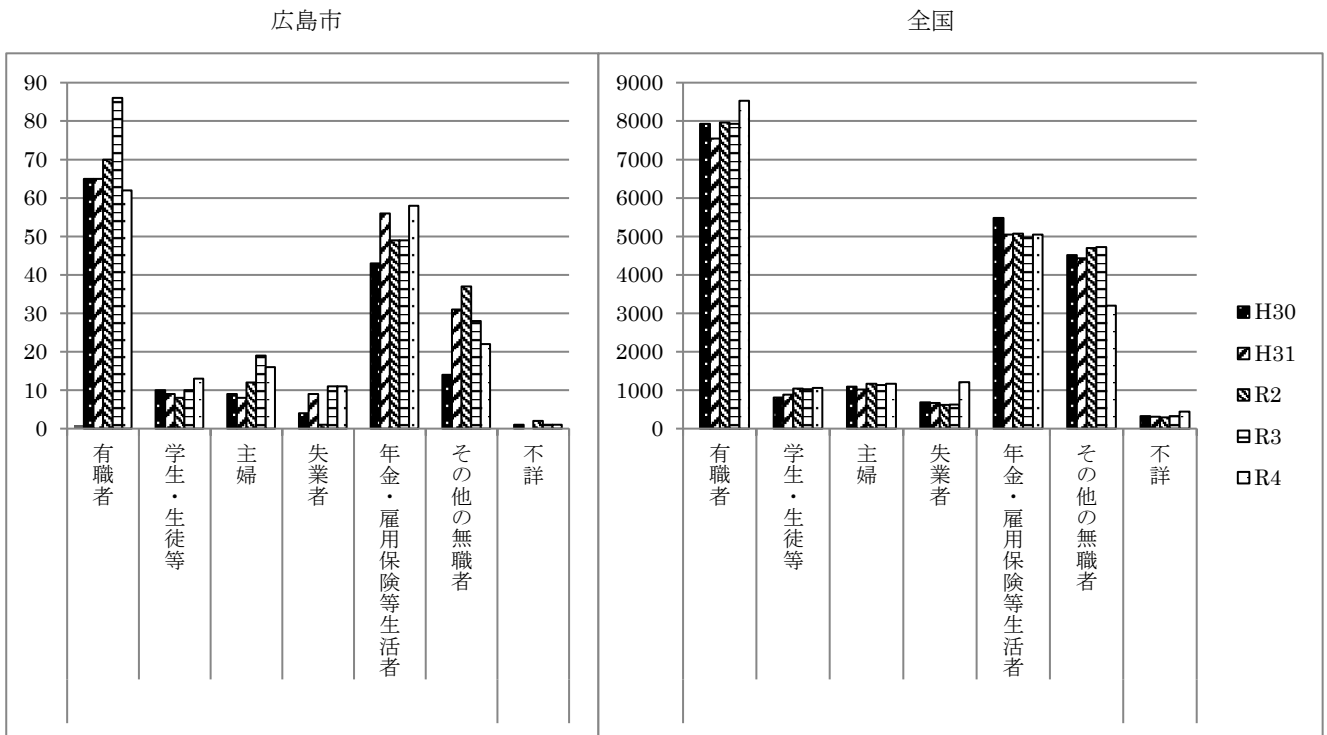
| 年齢 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | |
|-------|--------------|-------|--------------|-------|-------------------------------------|-------|
| | 死因 | 割合 | 死因 | 割合 | 死因 | 割合 |
| 0～9 | 不慮の事故 | 18.4% | 循環器系の先天奇形 | 15.8% | 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 | 13.2% |
| 10～19 | 自殺 | 30.0% | 不慮の事故 | 20.0% | 脳血管疾患 | 10.0% |
| | 悪性新生物<腫瘍> | 30.0% | | | | |
| 20～29 | 自殺 | 43.2% | 悪性新生物<腫瘍> | 18.9% | 不慮の事故 | 13.5% |
| 30～39 | 自殺 | 27.1% | 悪性新生物<腫瘍> | 23.7% | 心疾患（高血圧性を除く） | 15.3% |
| 40～49 | 悪性新生物<腫瘍> | 32.3% | 自殺 | 15.4% | 心疾患（高血圧性を除く） | 12.4% |
| 50～59 | 悪性新生物<腫瘍> | 47.8% | 心疾患（高血圧性を除く） | 12.5% | その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 6.1% |
| 60～69 | 悪性新生物<腫瘍> | 45.2% | 心疾患（高血圧性を除く） | 13.3% | 脳血管疾患 | 7.9% |
| 70～79 | 悪性新生物<腫瘍> | 43.0% | 心疾患（高血圧性を除く） | 12.4% | 脳血管疾患 | 6.4% |
| 80～89 | 悪性新生物<腫瘍> | 26.9% | 心疾患（高血圧性を除く） | 16.8% | 脳血管疾患 | 8.1% |
| 90～99 | 心疾患（高血圧性を除く） | 18.7% | 老衰 | 17.9% | 悪性新生物<腫瘍> | 12.9% |
| 100～ | 老衰 | 38.0% | 心疾患（高血圧性を除く） | 14.8% | 肺炎 | 9.3% |

【令和4年】

| 年齢 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | |
|--------------|-----------|-------|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| | 死因 | 割合 | 死因 | 割合 | 死因 | 割合 |
| 0～9 | 不慮の事故 | 22.2% | その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 11.1% | 敗血症 | 5.6% |
| | | | | | その他の感染症及び寄生虫症 | 5.6% |
| | | | | | 悪性新生物<腫瘍> | 5.6% |
| | | | | | その他の神経系の疾患 | 5.6% |
| | | | | | 心疾患（高血圧性を除く） | 5.6% |
| | | | | | 肺炎 | 5.6% |
| | | | | | 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 | 5.6% |
| | | | | | その他の周産期に発生した病態 | 5.6% |
| | | | | | 循環器系の先天奇形 | 5.6% |
| | | | | | 染色体異常、他に分類されないもの | 5.6% |
| | | | | | その他の外因 | 5.6% |
| その他の特殊目的用コード | 5.6% | | | | | |
| 10～19 | 自殺 | 47.6% | 悪性新生物<腫瘍> | 19.0% | 不慮の事故 | 14.3% |
| 20～29 | 自殺 | 44.7% | 不慮の事故 | 21.1% | その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 10.5% |
| 30～39 | 悪性新生物<腫瘍> | 29.3% | 自殺 | 27.6% | 不慮の事故 | 10.3% |
| | | | | | 心疾患（高血圧性を除く） | 10.3% |
| 40～49 | 悪性新生物<腫瘍> | 32.6% | 自殺 | 16.9% | 心疾患（高血圧性を除く） | 14.6% |
| 50～59 | 悪性新生物<腫瘍> | 38.3% | 心疾患（高血圧性を除く） | 15.3% | 自殺 | 8.1% |
| 60～69 | 悪性新生物<腫瘍> | 44.1% | 心疾患（高血圧性を除く） | 13.6% | 脳血管疾患 | 6.0% |
| 70～79 | 悪性新生物<腫瘍> | 38.0% | 心疾患（高血圧性を除く） | 14.9% | 脳血管疾患 | 6.3% |
| 80～89 | 悪性新生物<腫瘍> | 23.7% | 心疾患（高血圧性を除く） | 16.9% | その他の呼吸器系の疾患 | 7.9% |
| 90～99 | 老衰 | 21.3% | 心疾患（高血圧性を除く） | 19.6% | 悪性新生物<腫瘍> | 11.6% |
| 100～ | 老衰 | 45.7% | 心疾患（高血圧性を除く） | 15.0% | 肺炎 | 5.6% |

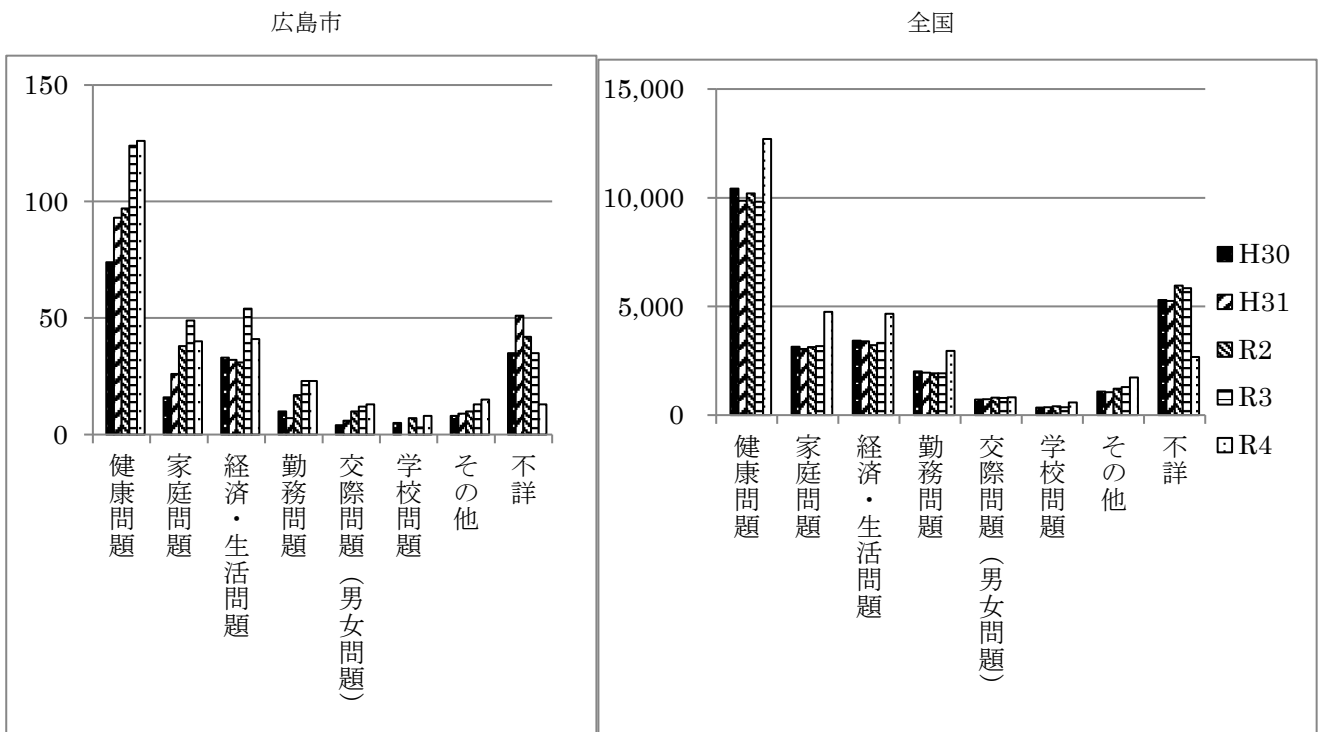
2 自殺統計（警察庁）

(1) 職業別（単位：人）



出典：自殺統計（警察庁）から作成。以下、「資料2」の2において同じ。

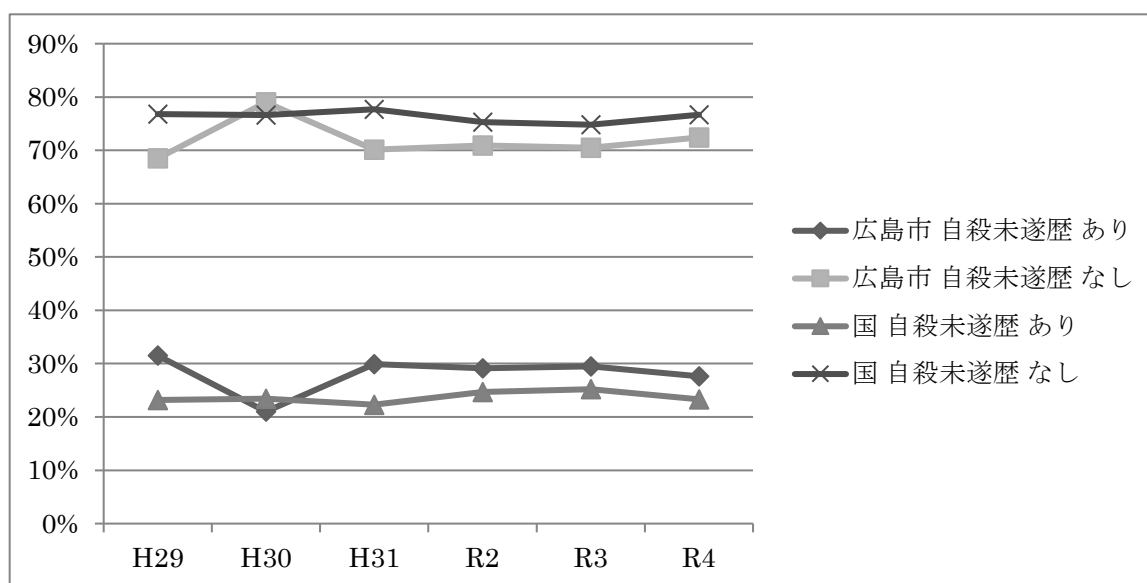
(2) 原因・動機別（単位：件）



※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。また、令和3年までは遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで、令和4年からは遺書等に加え家族の証言等から考えられる原因・動機を自殺者一人につき4つまで計上可能としているため、原因・動機別自殺者数の和と自殺者の総数とは一致しない。

※ 令和4年1月より自殺統計原票が改正され、項目の細分化や追加が行われた。（小項目が52分類から75分類に増加した。）

(3) 自殺未遂歴の有無



令和5年の月別自殺者数（速報値）について

1 人口動態統計（厚生労働省）

厚生労働省の人口動態統計において1月から9月までの累計の広島市の自殺者数（令和4年は確定値、令和5年は速報値）を比較すると、令和5年は、令和4年より4人増加している。

なお、年代別でみると、10代は8人減少、20代は1人減少、30代は5人増加、40代は同数、50代は同数、60代は4人増加、70代は4人減少、80代以上は8人増加しており、男女別でみると、男性が8人増加、女性が4人減少している。

（単位：人）

| 区分 | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 令和4年 (A) | 月毎 | 16 | 13 | 10 | 14 | 17 | 17 | 11 | 13 | 15 | 13 | 13 | 16 |
| | 累計 | 16 | 29 | 39 | 53 | 70 | 87 | 98 | 111 | 126 | 139 | 152 | 168 |
| 令和5年 (B) | 月毎 | 9 | 19 | 12 | 12 | 12 | 18 | 18 | 16 | 14 | | | |
| | 累計 | 9 | 28 | 40 | 52 | 64 | 82 | 100 | 116 | 130 | | | |
| 増減数 (B)－(A) | 月毎 | ▲7 | 6 | 2 | ▲2 | ▲5 | 1 | 7 | 3 | ▲1 | | | |
| | 累計 | ▲7 | ▲1 | 1 | ▲1 | ▲6 | ▲5 | 2 | 5 | 4 | | | |

※ 速報値は、厚生労働省が毎月公表している人口動態統計月報(概数)「死亡数、性・死因简单分類・都道府県(21大都市再掲)別」より

※ 速報値は、毎年9月に公表される人口動態統計月報(確定数)とは一致しない場合がある。

2 自殺統計（警察庁）

警察庁の自殺統計において1月から12月までの累計の広島市の自殺者数(暫定値)を比較すると、令和5年は、令和4年より5人増加している。

なお、年代別でみると、10代は7人減少、20代は3人減少、30代は9人増加、40代は10人増加、50代は2人増加、60代は4人減少、70代は5人減少、80代以上は3人増加しており、男女別でみると、男性が17人増加、女性が12人減少している。

（単位：人）

| 区分 | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 令和4年 (A) | 月毎 | 17 | 13 | 9 | 17 | 21 | 17 | 13 | 15 | 16 | 15 | 12 | 16 |
| | 累計 | 17 | 30 | 39 | 56 | 77 | 94 | 107 | 122 | 138 | 153 | 165 | 181 |
| 令和5年 (B) | 月毎 | 9 | 19 | 12 | 15 | 11 | 22 | 15 | 16 | 16 | 24 | 15 | 12 |
| | 累計 | 9 | 28 | 40 | 55 | 66 | 88 | 103 | 119 | 135 | 159 | 174 | 186 |
| 増減数 (B)－(A) | 月毎 | ▲8 | 6 | 3 | ▲2 | ▲10 | 5 | 2 | 1 | 0 | 9 | 3 | ▲4 |
| | 累計 | ▲8 | ▲2 | 1 | ▲1 | ▲11 | ▲6 | ▲4 | ▲3 | ▲3 | 6 | 9 | 5 |

※ 警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省自殺対策推進室が毎月集計を行っている。

※ 毎年3月に公表される確定数とは一致しない場合がある。

ア 広島市における取組

令和5年度うつ病・自殺(自死)対策事業の取組

〔精神保健福祉課・精神保健福祉センター〕

広島市自殺(自死)対策推進センターの取組状況

自殺(自死)防止相談電話〔精神保健福祉センター〕

自殺(自死)に関連した電話相談に応じ、適切な助言を行うとともに情報提供を行っている。

開設日時：月曜日～金曜日の9：00～16：00（祝・休日、年末年始、8月6日は休み）

相談件数（4月～12月）：860件

【内訳】

| 相談件数 | | 性別 | | 年齢 | | | | | 対応（重複計上） | | | | | |
|------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|-------|----|----------|-----|------|------|-----|----|
| 新規 | 再相談 | 男 | 女 | 10～20代 | 30～40代 | 50～60代 | 70歳以上 | 不明 | 傾聴 | 助言 | 情報提供 | 連絡通報 | 問合せ | 来所 |
| 96 | 764 | 117 | 743 | 32 | 300 | 499 | 3 | 26 | 495 | 268 | 27 | 3 | 0 | 0 |

広報啓発の取組状況

1 心といのちを守るシンポジウムひろしま 2023〔精神保健福祉課〕

(1) 日時 令和5年9月2日（土）13：00～16：30

(2) 場所 広島市総合福祉センター

(3) 内容

ア 講演〔13:10～14:30〕

| 時間 | テーマ | 講師 |
|-------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 13:10～14:30 | 子どもの SOS に大人がどう向き合うか～医療現場からのメッセージ～ | 広島市立舟入市民病院 精神科（小児心療科）主任部長 黒崎 充勇 氏 |

イ シンポジウム・質疑応答〔14:40～16:20〕

シンポジスト：中川 宏美 氏（みどりの森みらいこども園 園長）

樋口 敬文 氏（児童家庭支援センターわかくさ 主任相談員）

木ノ元 陽子 氏（中国新聞社 編集局次長兼報道センター長）

コーディネーター：永川 邦久 氏（広島いのちの電話 スーパーバイザー）

(4) 参加者数 157人

2 リーフレット作成〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和6年3月

(2) 内容

各種相談窓口を掲載したリーフレットについて、相談機関の窓口等での配布に用いる「一般用」と、精神神経科診療所等からうつ病等の診療目的の受診者への配布に用いる「医療機関用」の2種類を作成。

3 新聞広告〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和6年3月1日(金)

(2) 内容

日頃関心のない市民も含めた幅広い層に、うつ病への対応や自殺(自死)予防についての理解を促進するため、うつ病・自殺(自死)対策に関する広告を、広島市内に配布される中国新聞朝刊に掲載。

4 広報紙への掲載〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和6年3月1日(金)

(2) 内容

日頃関心のない市民も含めた幅広い層に、うつ病への対応や自殺(自死)予防についての理解を促進するため、うつ病・自殺(自死)対策に関する情報を、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載。

5 うつ病・自殺(自死)に関するパネル展示〔精神保健福祉センター〕

うつ病の症状や治療、自殺(自死)のサインへの周囲の気づきや対応等についてのパネルを、自殺対策強化月間等に区役所や保健センターのロビー等で展示。

相談支援体制の充実に向けた取組状況

1 民生委員・児童委員等研修〔精神保健福祉課〕

自殺(自死)の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うことができる人材を養成・確保するため、民生委員・児童委員等を対象とした研修を全区で実施。

2 うつ病・自殺(自死)対策相談機関職員人材育成〔精神保健福祉センター〕

相談機関の職員を対象に、自殺(自死)のハイリスク者を早期に発見し、適切な対応ができる人材を育成するための研修を実施。

(1) ゲートキーパープレ講習

市民と触れ合う機会が多い職業に従事している者や企業等を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を学習するための講習を実施。令和5年度は、安芸、安佐北区介護支援専門員勉強会と共催で実施。

| 日時 | 講師 | 場所 | 参加者数 |
|-----------------------------|------------------------|----------------------------|------|
| 令和5年7月14日(金) 15:00~17:00 | ふたば病院 院長 高見 浩氏 | 精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー) | 4人 |
| 令和5年8月22日(火) 13:30~15:30 | ほうゆう病院 公認心理師 水谷 剛司氏 | 精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー) | 53人 |

(2) ゲートキーパー研修(基礎編)

保健センターや福祉事務所などの行政機関のほか、教育、債務、就労、医療、介護等の機関の職員を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施。

| 日時 | 講師 | 場所 | 参加者数 |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|------|
| 令和5年6月23日(金) 13:30~15:30 | 広島大学保健管理センター センター長 岡本 百合氏 | 精神保健福祉センター (Zoom ウェビナー) | 55人 |

(3) ゲートキーパー研修（実践編）

ゲートキーパー研修（基礎編）受講者を対象に、自殺（自死）予防のゲートキーパーとして、自殺（自死）の危険性の高い人を早期に発見し、適切に対応できる人材を養成・確保することを目的として、ロールプレイ等実践的な内容を中心とした研修を実施。

| 日 時 | 講 師 | 場 所 | 参加者数 |
|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|------|
| 令和5年9月15日（金） 10:00～16:00 | 広島修道大学健康科学部 教授 内野 悌司氏 他 | 精神保健福祉センター 3階 大会議室 | 14人 |

(4) ゲートキーパー研修（レベルアップ編）

ゲートキーパー研修（実践編）受講者を対象に、自殺（自死）に関連した相談技術や対応能力の向上を図るため、死にたい気持ちの対応にまで踏み込んだ研修を実施。

| 日 時 | 講 師 | 場 所 | 参加者数 |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|------|
| 令和5年10月5日（木） 10:00～16:00 | 東京自殺防止センター 理事 村 明子氏 他 | 精神保健福祉センター 3階 大会議室 | 18人 |

(5) 医療機関スタッフ研修

身体症状で内科等を受診した方に対して、医療機関のスタッフ（看護師等）が身体疾患に隠されたうつ病に気づき、適切な対応ができるよう研修を実施。

| 日 時 | 講 師 | 場 所 | 参加者数 |
|----------------------------|------------------------|-----------------------------|------|
| 令和6年2月8日（火） 13:30～16:30 | 久里浜医療センター 院長 松下 幸生氏 | 精神保健福祉センター (Zoom ミーティング) | 57人 |

3 うつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議（事例検討・情報交換）〔精神保健福祉センター〕

自殺者が抱える、健康問題や経済・社会問題、家庭問題、勤務問題等、社会的な要因が複雑に絡む中で、相談機関が連携し対応する必要性が高まっていることから、相談機関間のネットワークを強化することを目的とした研修を実施。

| 日 時 | 講 師 | 内 容 | 参加者数 |
|------------------------------|---|--|------|
| 令和5年6月16日（金） 14:00～16:00 | 精神保健福祉課職員 南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐氏 | 説明「うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」 講演「自殺対策と連携協同～切れ目ない支援を目指して～」 | 27人 |
| 令和5年8月7日（月） 14:00～17:00 | ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉氏 | 事例検討 グループワーク | 24人 |
| 令和5年11月17日（金） 14:00～16:00 | 法テラス広島 弁護士 河田 崇大氏 広島市精神保健福祉センター 課長補佐 沖土居 美代子 | 活動発表「関係機関を知ろう」 グループワーク | 30人 |
| 令和6年2月16日（金） 14:00～16:00 | 南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐氏 | グループワーク「連携を深めるために私たちができること～切れ目ない支援を目指して～」 まとめ「次年度に向けて」 | 19人 |

場所：広島市精神保健福祉センター 3階 大会議室

4 社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助〔精神保健福祉課〕

広島いのちの電話が行っている電話相談員への研修事業等について補助を実施。

5 インターネットを活用した相談支援事業〔精神保健福祉課〕

(1) 時期 令和5年4月～令和6年3月末（令和5年度から通年実施）

(2) 内容

いちはやく自殺のサインを捉え相談機関へつなげるため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索する主に10代から30代を中心とした若年者に対し、相談を促す広告を表示する検索連動広告を活用し、自殺方法などの情報取得から遠ざけるとともに、ワンクリックでメール相談等に誘導して現実の相談につなぎ、自殺を未然に防ぐことを目的として実施。

かかりつけの医師と精神科医の連携強化に向けた取組状況

かかりつけの医師と精神科医の連携強化〔精神保健福祉課〕

うつ病を始めとする精神障害の早期発見と早期治療の促進、専門的治療に関する啓発や情報提供などを行うため、平成23年度に「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」を作成し市域の医療機関に配布した。この「手引き」に基づく医療連携を強化するとともに、医療現場におけるうつ病・自殺対策に関する取組についての事例検討や意見交換を行い、「手引き」の一層の活用を図るため、かかりつけ医と精神科医の合同研修会を実施（広島市連合地区地域保健対策協議会へ委託）。

なお、令和4年度に引き続き、オンライン（ZOOM）開催とした。

令和5年度実施状況

| 開催区 | 月日 | 場所 | 参加者数 |
|---------------------|--------------|-------------------|------|
| 中区、東区、南区、 西区、佐伯区 | 令和6年2月1日（木） | オンライン（ZOOM） 開催 | 17人 |
| | 令和6年2月22日（木） | | 16人 |

自殺未遂者対策の取組状況

自殺未遂者支援コーディネーター事業〔精神保健福祉課〕

広島市民病院及び安佐市民病院に自殺未遂者支援コーディネーター（臨床心理士等）を配置し、各病院に救急搬送された自殺未遂者に対する支援を実施。

令和5年度実施状況（令和5年12月31日時点）

| 区分 | 件数 | |
|-------------------------------|--------|--------|
| | 広島市民病院 | 安佐市民病院 |
| ① 自傷行為による患者数（外来患者を含む。） | 60件 | 57件 |
| ② ①のうち、精神科に紹介された件数 | 33件 | 40件 |
| ③ ②のうち、コーディネーターが介入した件数 | 26件 | 23件 |
| ④ ③のうち、コーディネーターによる継続支援に同意した件数 | 25件 | 11件 |

自死遺族等支援の取組状況

自死遺族等の心の痛みを和らげるための支援を行う。

1 自死遺族等支援のための講演会・研修会〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象とした講演会や、自死に関する相談業務に携わる機会のある職員を対象に、自死遺族等への支援方法に関して知識や技術を習得する研修会を実施。

| 日 時 | 講 師 | 場 所 | 参加者数 |
|--|------------------------------------|----------------------------|------|
| 令和6年1月28日（日） 13:30～16:00 【当事者対象】 | NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩氏 | 東区地域福祉センター 4階 ボランティア研修室 | 9人 |
| 令和6年1月29日（月） 9:00～11:00 【支援者対象】 | NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩氏 | 精神保健福祉センター 3階 大会議室 | 53人 |

2 自死遺児支援のための研修会〔精神保健福祉センター〕

自死遺児を支援するために、相談機関及び教育機関の職員や市民を対象として、自死遺児に対する理解を深めるための研修会を実施。令和5年度は自死遺族支援研修会と合同開催。

3 自死遺族等のわかち合いの会の運営支援〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象としたわかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を開催し、自死遺族等の自主性を尊重しながらわかち合いの会を継続的に運営。わかち合いのポスターを作成し、区役所や医療機関等で掲示を依頼して周知を図るとともに、リーフレットを作成し、自死遺族や民生委員児童委員等に配付。

議題3 うつ病・自殺(自死)対策の取組状況について

イ 各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組

| 団体名 | 取組状況等 |
|----------------|---|
| 広島県医師会 | <p>本会としての取り組みは特段行っていないが、広島県地域保健対策協議会にて設置した、精神疾患専門委員会において検討を進めるほか、広島県自殺対策連絡協議会や当会議に参画することで、自殺(自死)対策について積極的に取り組んでいる。</p> |
| 広島市 社会福祉協議会 | <p>1 【うつ病・自殺対策】を内容とした広島市主催の各種「研修会・連絡会議」へ職員が参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修 ・ゲートキーパー研修 ・相談機関実務者連絡会議 ・その他 <p>2 社会的孤立・生活困窮を防ぐ活動を行うことが、【うつ病・自殺対策】にもつながるものと考えており、下記の事業に取り組んでいる。</p> <p>(1) 広島市くらしサポートセンターの受託運営</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」と「家計改善支援事業」を広島市から受託し、さまざまな事情により経済的困窮や人・社会との関係性の困窮にある方々の相談に応じ、生活再建や孤立化を防ぐ支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部・・・広島市社会福祉協議会内に設置 ・区センター・・・8区社協内に8区くらしサポートセンターを設置。 ・相談実績の概要は以下のとおり <p style="margin-left: 40px;">新規相談件数：令和4年度：3,457件 (令和3年度：5,287件 ※コロナ影響あり)</p> <p style="margin-left: 40px;">相談の主訴：収入・生活費 40.6%、住まい 15.2%、家賃・ローン等の支払い 11.0%、仕事探し・就職 5.9%、家族・人間関係 2.6%、病気・健康・障害 2.1%、その他 20.4%</p> <p>(2) 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会の開催</p> <p>このような支援を行っている団体同士がそれぞれの活動を理解し協力しあうこと、新たな社会資源づくりを検討することを目的として開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 年6回(奇数月 火曜日、18時～20時) ・開催場所 広島市総合福祉センター ・参加団体 約30団体(自死遺族の支援を行っている団体も参加あり。) ・内容 活動紹介、事例検討、意見交換等 <p>3 各区社会福祉協議会における相談業務による対応</p> <p>各区社会福祉協議会では、「心配ごと相談事業」を実施している。市民からの幅広い相談を受けており、【うつ病・自殺対策】に係る相談も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間相談件数 5,821件(令和4年度) <p>4 自殺防止等を活動内容としている団体への支援</p> <p>ボランティア情報センター利用者連絡会に自殺防止等を活動内容とする団体として「社会福祉法人広島いのちの電話」「NPO法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション」「NPO法人小さな一歩・ネットワークひろしま」が登録している。</p> |

| 団体名 | 取組状況等 |
|-----|--|
| | 団体の活動を広く市民に知ってもらうため、各福祉センター内への置きチラシや、広報紙やホームページにおいて活動紹介を行っている。 |

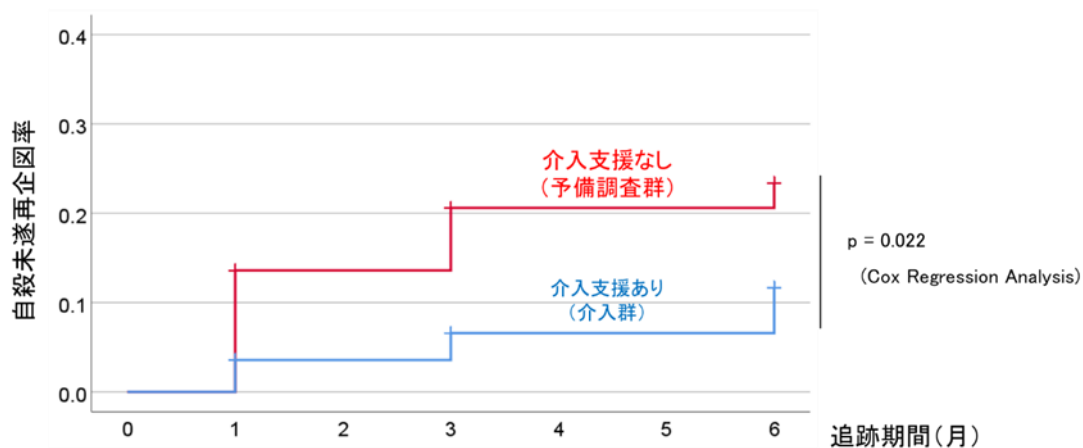
広島大学病院

自殺未遂は将来の自殺既遂の最大の危険因子であるため、高度救命救急センターにおける自殺未遂者については100%対応を目標にリエゾン介入し当院での治療継続や他院への紹介を行っている。同センターにおける自殺未遂者の再企図率は2021年度が10%程度であったが、2022年度は5.4%と低下し、2023年度も同程度の低水準を維持出来ている。

厚生省戦略研究 ACTION-J によって自殺未遂者への積極的支援は再企図リスクを低下させることが判明しており、診療報酬制度へ反映された。救命救急入院を必要と認められた自殺企図等の精神症状を伴う者に対して、精神科医が治療計画を立てて治療を行った場合に加算される救命救急入院料が令和4年度から3000→7000点に増点され、救急患者精神科継続支援料（自殺未遂者に対するケース・マネージメント介入）が令和4年度から6か月までの入院患者：月1回435点→週1回900点、24週までの外来患者：月1回135点→週1回300点に増点された。当院では救命救急入院料及び救急患者精神科継続支援料の算定が出来ておらず、精神科医及びPSWの研修会受講が要件となっているため、昨年、大盛が受講し、PSWも今年中の受講を目指している。

当院では平成27年から広島県独自の自殺未遂者地域支援介入事業：PSWによる追跡調査（1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後）を行い、精神科受診の勧奨、精神科と身体科の連絡コーディネート、精神科受診中断者への受診勧奨、社会資源の導入とコーディネートなどを行っているが、介入群は非介入群と比して有意に再企図率が低下（ $P=0.022$ ）している。

介入の有無と自殺未遂再企図



「介入支援あり」群では「なし」群と比較して6か月間の初回再企図発生割合が有意に低かった。

| 団体名 | 取組状況等 |
|----------------------------------|---|
| <p>広島市民生委員 児童委員協議会</p> | <p>民生委員児童委員のうつ病・自殺(自死)対策に関わる取り組みは、間接的なことになるが、各区・地区の民生委員児童委員協議会において次のような取り組みを行っている。</p> <p>①広島市精神保健福祉センターで実施の事業について関係者（箇所）への周知 ②その他専門機関等の情報収集と周知 ③広島いのちの電話の資金ボランティア（維持会員）としての支援</p> <p>など、民生委員・児童委員の活動の一環として取り組んでいる。</p> |
| <p>広島市 精神保健福祉 家族会連合会</p> | <p>広島市精神保健福祉家族会連合会（以下「市家連」）及び、加盟する各区の家族会（以下「単会」）は、特に、うつ病・自殺（自死）対策に特化した取り組みをおこなっているわけではないが、広島市及び各区保健センターと連携して、精神障害者及びその家族を孤立させないために、ほかでは話せないことが話せる場をつくる活動や、学習会・講演会等の開催、困りごとの相談などに継続的に取り組んでおり、これらの活動は、うつ病・自殺（自死）対策につながるものと考えている。</p> <p>令和5年度は、市家連では、毎年、広島市に後援いただいている「家族による家族学習会」について例年通り、中区の会場（中区地域福祉センター）にて5回コースの学習会を開催するとともに、5回コースへの参加が難しい人、中区会場に行きにくい人のために安佐南区（安佐南区総合福祉センター）において3回コースの学習会も開催した。</p> <p>また、本年度から開始した相談支援事業（家族会員が対応する相談会）については、中区地域福祉センターにて偶数月ごとに開催している。</p> <p>いずれも、広報等が十分でない面もあったが、今後とも工夫しながら取り組んでいきたい。</p> <p>なお、各単会の活動については、それぞれ前向きに取り組んでいるものの、総じて、家族会活動の広がりや活性化にまではつながっていない。</p> <p>引き続き、可能な限り互いに声を掛け合い、一人一人によりそうピアサポート活動に取り組んでいきたい。</p> |
| <p>広島県 臨床心理士会</p> | <p>1. ひきこもり家族会支援活動</p> <p>日本臨床心理士会の要請により2022年度より始まった「ひきこもり家族会支援事業」を展開している。具体的にはKHJ全国ひきこもり家族会連合会所属の「広島もみじの会」に対して、月例会への参加、家族グループの開催（月1回）などの形で支援を行なっている。</p> <p>2. ひきこもり問題の啓発活動</p> <p>2023年12月にひきこもりに関する研修会を実施した。午前中は東広島市地域共生推進課と協同で、一般市民にも開放する形の公開講座を企画・開催し（添付資料1のチラシ参照）、地域の教育・福祉領域行政職員、民生委員、ひきこもり関連機関相談員、ひきこもり当事者およびその家族など、95名が参加した。</p> <p>午後は対象を心理職に限定し、ひきこもり支援における心理職の役割についてフォーラムを開催した（添付資料2のチラシ参照）。臨床心理士・公認心理師等、65名が参加した。</p> <p>なお、本研修会の開催に当たっては、日本臨床心理士会「市民の集い」補助金（10万円）申請が承認され、必要経費として活用された。</p> |

| 団体名 | 取組状況等 |
|-----------------------|---|
| 広島産業保健総合支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災認定の精神障害者、脳心臓疾患も増加傾向であり、休職、復職を繰り返す労働者に対する事業場への相談支援を実施している。また、自殺予防への取組み、早期対応、早期支援のためのゲートキーパー養成を行い、メンタルヘルスファーストエイドを活用した取組みなど、産業医や産業保健スタッフ、人事労務担当者に対して、メンタルヘルスに対する研修の機会を増やし、スキルの向上を図った。 ・ 働く世代の相談機関としての周知とともに、企業、事業主に対して広報・啓発を行い、予防、早期発見に努めた。また、労働者からの Web やメール相談等も含め、相談対応を充実化させた。 ・ 必要に応じて、事業場訪問を行い、事業主や人事労務担当者等へ当該対象への助言や相談、事業場内での研修を通じた教育、研修のための講師を派遣した。 ・ ギャンブル依存やアルコール依存症など、依存症からのうつ病・自殺（自死）予防のため、新たに今年度からギャンブルやアルコール等の依存症に関する研修を実施し、早期発見と早期治療、そして予防への重要性を事業場へ周知した。 ・ 自殺、ハイリスク者が多く潜在する働き世代に対して、事業場内のメンタルヘルス対策を強化していくよう、事業主及び人事・労務管理者等に対して、自殺対策のための人材育成について強化を図っている。 |
| 広島弁護士会 | <ol style="list-style-type: none"> 1、多様な法律相談窓口の展開（添付資料3参照） 2、自殺（自死）ハイリスク者を支援するためのケア会議等への弁護士の派遣（添付資料4参照） <ul style="list-style-type: none"> * 広島県・広島市からの委託事業。 * 令和5年度派遣実績は以下のとおり（令和6年2月16日現在）。 8件（うち広島市内のケース6件） 3、いじめ予防授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> * 学校側からの要望に基づき、学校に弁護士が赴き、いじめ予防の授業を実施。 * 令和5年度の派遣実績は以下のとおり（令和6年2月16日現在）。 小学生対象 16件 中学生対象 7件 高校生対象 3件 教員対象 0件（いずれも広島市内の学校にて実施） 4、暮らしとこころの総合相談会 <ul style="list-style-type: none"> * 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の多種専門職による無料の総合相談会を、複数団体と協力して実施。 * 今年度の実施日ないし実施予定日は以下のとおり。 令和5年6月6日（火） 場所：広島弁護士会館 令和5年9月5日（火） 場所：広島弁護士会館 令和5年12月5日（火） 場所：広島市役所講堂 令和6年3月19日（火） 場所：広島市役所講堂 <p>添付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 広島弁護士会が展開する法律相談窓口をまとめた表 4 自殺（自死）ハイリスク者支援ケア会議等への弁護士派遣制度についてのチラシ |

| 団体名 | 取組状況等 |
|---------|--|
| 広島労働局 | 広島第14次労働災害防止推進計画に基づき、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況やストレスチェックの実施状況を確認し、働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」を活用してのメンタルヘルス対策等取組の推進を図っている。 |
| 広島商工会議所 | ストレスチェックの実施や上司・産業医への相談・面談の機会を確保し、メンタル的な不調に陥るのを未然に棒止するなど、職場環境改善に向けた継続的な取り組みを行っている。 |
| 広島県看護協会 | <p>《取組1》 保健医療福祉施設等におけるうつ病・自殺（自死）予防対策のゲートキーパーとしての看護職の資質向上を図る研修会の企画・開催</p> <p>1 本会主催による研修会 (なし)</p> <p>2 他団体との共催による研修会等の企画・開催</p> <p>1) 令和5年度 うつ病・自殺対策医療機関スタッフ研修 テーマ：「アルコールを伴ううつ病等の理解と自殺予防」 ～死にたい気持ちに気づいたら 医療現場でできること～ 対象：広島市内の医療機関等に従事する看護職及び保健・医療・福祉関係職員 主催：広島市精神保健福祉センター 共催：公益社団法人広島県看護協会 開催日時：令和6年2月8日（木）13：30～15：30 開催方法：ZoomによるWeb配信 受講者数：57名</p> <p>《取組2》 メンタルヘルス対策の推進</p> <p>1 本会主催による看護職員のメンタルヘルス向上のための研修会</p> <p>1) 看護師職能研修会 テーマ：「お互いを認め合う職場づくり」 目的：心理的安全性の意義を理解し実践できる。 対象：看護師、准看護師 開催日時：令和5年11月25（土）13：00～16：00 受講者数：73名</p> <p>2) 三職能合同研究会 テーマ：「つなごう、看護の手 わたしたちのメンタルヘルスケア」 目的：いきいきと働くためのメンタルヘルスケアを考える 対象：看護職 開催日時：令和6年2月4（日）13：00～16：00 受講者数：51名</p> |

| 団体名 | 取組状況等 |
|-----|---|
| | <p>2 本会主催による対象者のメンタルヘルス向上のための研修会</p> <p>1) 保健師職能合同研究会 テ ー マ：誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指して ～保健師に必要な LGBTQ の理解を深めよう～ 目 的：多様性を支え合う社会を目指して、LGBTQ の理解を深め、保健活動に活かす。 対 象：保健師 開催日時：令和5年9月23日（土）13：30～16：30 受講者数：20名</p> <p>2) 看護師職能研究会 テ ー マ：もっと知りたい「ヤングケアラー」のこと 目 的：家庭内の問題として潜在化しがちなヤングケアラーの現状を把握し、看護職としての役割について考える。 対 象：看護師、准看護師 開催日時：令和5年9月23日（土）13：30～16：30 受講者数：15名</p> <p>3) 地域保健・産業保健フォーラム テ ー マ：生きづらさを抱える方への相談支援を学ぼう！！ 目 的：成人期の発達障害やパーソナリティ障害の理解とその特性に応じた関わり方について学び、支援する際の留意点や支援者のメンタルヘルスを保つにはどうすればよいかを考える。 対 象：看護職 開催日時：令和5年11月26日（日）13：30～16：30 受講者数：51名</p> <p>《取組3》 うつ病、自殺予防対策等の普及啓発の推進</p> <p>1 他団体のうつ病、自殺予防対策推進事業等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等開催の後援、参加協力 ・ポスター、チラシ、開催案内等の掲示および情報提供 |

ひきこもりを理解し、
わたしができること・・・

ひきこもり講演会

ひきこもりの理解と支援

— スモールステップ支援の実際 —

日時

2023年12月23日（土）10:30～12:30（開場 10:00）

会場

アザレアホール 東広島市市民文化センター サンスクエア東広島
東広島市西条西本町28-6

※お車でお越しの際は、市営岡町駐車場をご利用ください。

※駐車場は台数に限りがありますので、なるべく乗り合わせてご来場ください。

参加費

無料

定員100名

※事前申込み制

※先着順

講師紹介

講師： 田中 俊英（たなか としひで）

（一般社団法人officeドーナツトーク代表理事）

独立系出版社さいろ社の共同設立者。

特定非営利活動法人淡路プラッツ代表（2002～2012年）のあと、

2013年より一般社団法人officeドーナツトーク代表。

子ども若者支援と、NPOや行政へのスーパーバイズを行なう。

2003年、大阪大学大学院文学研究科「臨床哲学」研究室を修了。

主な著書に、『ひきこもりから家族を考える』（岩波ブックレット）、
『学校に居場所カフェをつくろう!』（明石書店、共著）ほか。

内閣府「困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究企画分析会議」委員（2013年度）、大阪市福祉局スーパーバイザー、川西市子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員。



手話・要約筆記あり

主催：東広島市

共催団体：広島県臨床心理士会・広島県公認心理師協会

お申込みは裏面を
ご覧ください⇒

ひきこもり講演会

『ひきこもりの理解と支援 -スモールステップ支援の実際-』

オンラインフォームからのお申し込み

こちらの二次元コードを、スマートフォンで読み込んでお申し込みください。

QRコード

FAXからのお申し込み

オンラインフォームからのお申し込みが難しい場合は、下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

FAX : 082-423-8065

| | |
|-------------------|--|
| 氏名 | フリガナ |
| | |
| 職業・所属 (いずれか選択) | 福祉関係者 医療関係者 学校関係者 民生委員児童 委員 見守りサポーター 行政職員 会社員 学生 その他 () |
| 電話番号 | ※日中、連絡が取れる番号を記載してください。 |
| メールアドレス | |

申込期限：2023年12月11日（月）正午

【注意事項】

- 感染症の発生状況や天候等により、実施に関して変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。(変更時にご連絡しますので、連絡先を必ずご記入ください。)

お問合せ

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市健康福祉部地域共生推進課

TEL: **082-493-5621**(直通) FAX: 082-423-8065

メール: hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp



ひきこもり サポートフォーラム2023

2023年12月23日(日)

10:30～16:30 (開場10:00)

主催:広島県臨床心理士会・広島県公認心理師協会

定員
100名

臨床心理士
ポイント
申請予定

会場

アザレアホール

東広島市市民文化センターサンスクエア東広島
東広島市西条西本町28-6

※ 車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
※ 駐車場は台数に限りがあります。
なるべく乗り合わせてご来場ください。



JR西条駅から 徒歩約8分

プログラム

午前の部(東広島市との共催による公開講座)

ひきこもりの理解と支援

—スモールステップ支援の実際—

田中 俊英 先生 (一般社団法人 officeドーナツトーク代表)

午後の部(広島県臨床心理士会・広島県公認心理師協会会員限定)

ひきこもりの家族支援—心理職にできること—

話題提供:広島県臨床心理士会ひきこもり・自殺問題対策委員会

羽下 大信 先生 (住吉心理オフィス主宰)

田中 俊英 先生 (前出)

詳細・申し込み方法は裏面をご覧ください

ひきこもりサポートフォーラムについて

本フォーラムは、現在社会問題となっている「ひきこもり」の心理支援について、広島県臨床心理士会と広島県公認心理師協会が共同で企画する学びの場です。午前中は一般市民も含め、ひきこもりについての基本的な知識や支援について学びます。午後はひきこもり家族への支援実践をもとに、ひきこもり支援における心理職の役割について理解を深めます。

講師紹介

田中 俊英 先生

一般社団法人officeドーナツトーク代表。子ども若者支援者。大阪大学大学院「臨床哲学」修了。著書に『ひきこもりから家族を考える』岩波ブックレットほか。officeドーナツトークは、平成29年度「内閣特命担当大臣表彰」受賞。

羽下 大信 先生

広島大学大学院博士課程（教育心理学専攻）中退。臨床心理士、住吉心理オフィス主催。長年、大学教育に携わりながら、学生相談や思春期専門のクリニック、学校・幼稚園でカウンセラーをつとめる。コミュニティ活動として、フリースクール・児童養護施設・子どもの人権救済に関わってきた。

参加費

広島県臨床心理士会員
広島県公認心理師協会員 1,000円

臨床心理士・公認心理師養成大学院で学ぶ大学院生：無料

参加費は当日、午後の部開始前に受付にてお支払いください
(お釣りのないようご準備ください)

申し込み

右のQRコード、または下記アドレスから
お申し込みください

<https://form.run/@yahoo-vWLT1XSztUnUU5PGYHTL>

申込期限:2023年12月11日(月)正午



フォーラムに関するお問い合わせは
広島県臨床心理士会ひきこもり・自殺問題対策委員会
hijimon@hscpp.jp までお願いします。

感染症の発生状況や天候等により、実施に関して変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

添付資料3

| 相談機関名 | 相談受付内容 | 相談日時 | 相談方法 | | | | | 連絡先等 | 所在地・HP等 |
|--------|---|--|------|----|-----|-----|-----|--|--|
| | | | 面談 | 電話 | FAX | メール | SNS | | |
| 広島弁護士会 | 【法律相談センターひろしま】 法律相談全般に応じる。 | 毎日10時10分～16時25分 (年末年始、GW、盆を除く) | ○ | | | | | 要予約 ①電話予約 (082-225-1600) (受付時間9時30分～16時) ②ネット予約 | 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会館 HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【こどもでんわそうだん】 こどもを対象に、学校や家庭のこと、非行・犯罪のこと等の相談に応じる。 | 月～金曜日の16時～19時 (年末年始、GW、盆、祝日を除く) | | ○ | | | | TEL 090-5262-0874 | HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【高齢者・障がい者無料法律電話相談(ひまわりあんしん)】 高齢者・障がい者の権利擁護に関する相談に応じる(本人のほか、親族、支援者による代理相談も可)。 | 毎週水曜日の15時～19時 (年末年始、盆、祝日を除く) | | ○ | | | | TEL 082-228-5040 | HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【労働問題無料法律相談】 労働問題に関する相談に応じる。 | 毎週水曜日の15時～19時 (年末年始、GW、祝日その他お休みする場合あり) | | ○ | | | | TEL 080-2936-9497 | HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【犯罪被害者電話相談】 犯罪被害者やその家族の方からの相談に応じる。 | 月～金曜日の15時～18時 (土日祝、盆、年末年始等を除く) | | ○ | | | | TEL 080-4268-1141 | HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【生活保護電話相談】 生活保護に関連する相談に応じる。 | (申込受付時間) 月～金曜日の10時～12時、13時～17時 (土日祝その他受付を行えない場合あり) | ○ | ○ | | | | TEL 082-221-8640 (申込受付電話番号) | HP: https://www.hiroben.or.jp |
| | 【中小企業のためのひまわりほっとダイヤル】 中小企業の経営上の様々な問題について相談に応じる。 | (申込受付時間) 月～金曜日の9時30分～16時 (祝日を除く) | ○ | ○ | | | | TEL 0570-001-240 (申込受付電話番号) | HP: https://www.hiroben.or.jp |

広島県と広島市が自殺(自死)ハイリスク者を 支援するため弁護士を派遣します！！

「死んでしまいたい」「死ぬしかない」との思いにとらわれた人に関わる保健・医療・福祉関係者からの依頼に対し、本人が抱えている様々な問題について、支援する場（ケア会議等）へ弁護士を「**無料**」で派遣し、法的なアドバイスを提供します。

- 事業主体 広島県及び広島市（広島弁護士会に委託して実施）
- 派遣対象者 保健・医療・福祉関係者に自己情報を提供し、支援を受けることに同意した県内に居住している方。
- 派遣条件 対象者の収入や資力の要件はありません。

申込者は、支援者（医療機関、保健所、社会福祉協議会など）

最初に**弁護士派遣の依頼**であることをお伝え下さい。

支援対象者が広島市以外
に在住の場合の窓口

082-513-3069

広島県疾病対策課

支援対象者が広島市
に在住の場合の窓口

082-504-2228

広島市自殺(自死)対策推進センター
(広島市精神保健福祉課)

派遣先の場所は、問いません。

(例：市町役場、保健所（保健センター）、医療機関、支援対象者の自宅など)

出張費用や交通費は不要です。

支援関係者からの相談・依頼に基づき、弁護士を派遣します。

本人が抱えている様々な問題事例
(借金、労働、家庭、学校問題など)

—広島県・広島市—



「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)」における評価指標の進捗状況等について

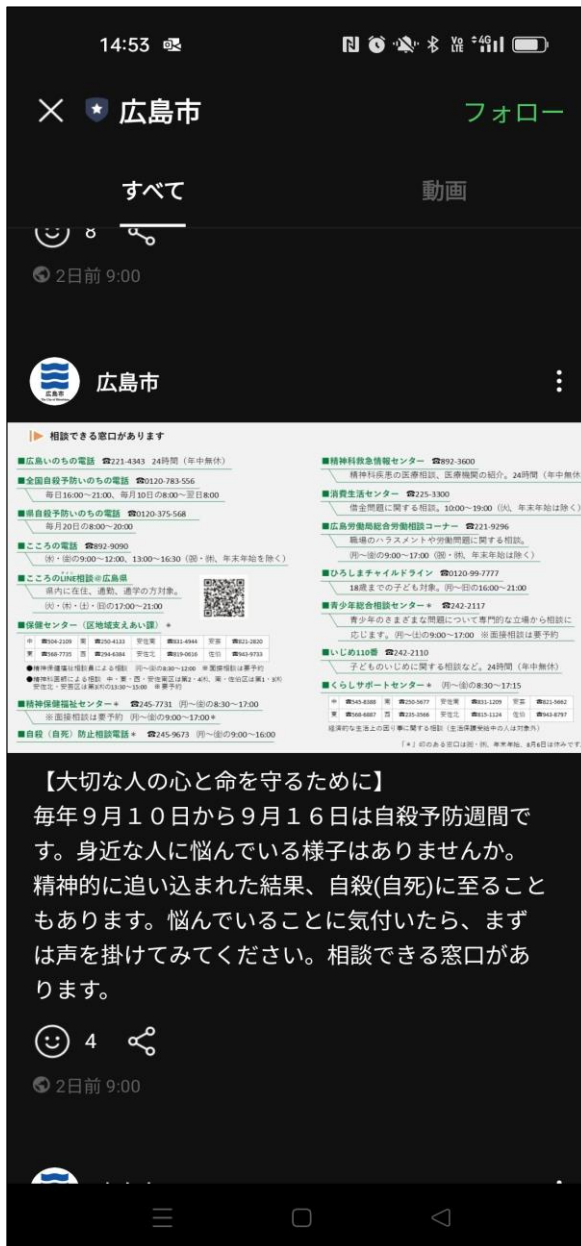
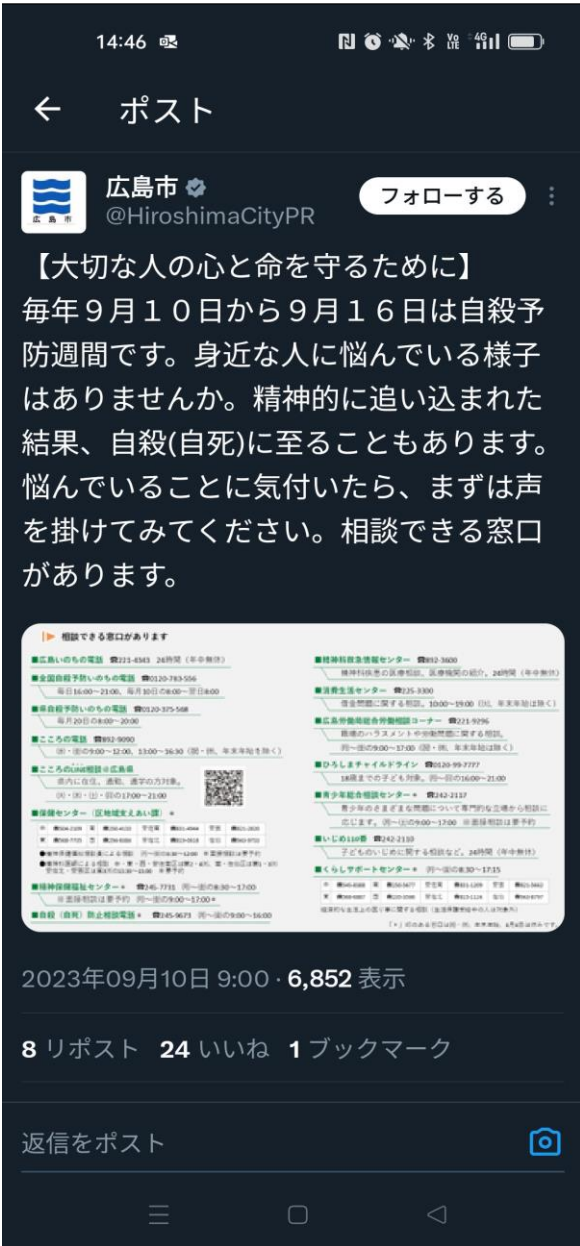
| 番号 | 評価指標名 | 評価指標の内容 | | 進捗状況 | | | 評価指標に係る主な事業・取組(令和5年度) | | | 目標達成見込 | |
|----|---|--|---|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--|--|---|--------|--|
| | | 計画策定時(令和2年度) | 目標(令和8年度) | 令和3年度実績 | 令和4年度実績 | 令和5年度実績(見込) | 名称 | 実施状況 | 実施効果・課題等 | 見込 | 令和6年度以降の実施方針 |
| 1 | スクールカウンセラーを活用したSOSの出し方に関する教育の公立・小・中学校の実施状況 | 5校 (小学校3校、中学校2校) | 公立小・中学校全校実施 (小学校141校、中学校65校) | 小学校は44校、中学校は35校で授業を実施した。 | 小学校は106校、中学校は47校を実施した。 | 全小・中学校で実施した。 | SOSの出し方に関する教育の充実 | a. 文部科学省は、平成26年7月に、「子供に伝えたい自殺予防学校における自殺予防教育導入の手引」を作成・配付している。平成27年8月4日付け文部科学省通知「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」を受け、各学校に対して自殺予防の視点での取組の点検等を行うよう通知するとともに、校長会においても指導を行った。 b. 全小・中学校で「SOSの出し方に関する教育」を随時実施している。 c. 高等学校版「SOSの出し方に関する教育」の指導案を作成し、令和6年度からの全校実施に向けて準備を進めている。 | a. 引き続き、これまでと同様に取り組むとともに、国の動向等について情報収集等を行う。 b. 全小・中学校で実施することができた。今後、実施した学校の意見を参考に指導案の見直しを行う予定である。 c. 高等学校版「SOSの出し方に関する教育」の指導案を完成させ、令和6年度からの全校実施に向けて全高等学校に周知することができた。 | ○ | 全小・中・高等学校で「SOSの出し方に関する教育」を実施するとともに、小・中学校の指導案の見直しを進める。 |
| 2 | インターネットを活用した相談支援事業における累積相談者数 | 未実施 | 累計相談者数850人 (令和4年度50人、令和5年度以降毎年度200人) | 未実施 | 累計相談者83名 | 累計相談者255名(新規相談者数172人) ※R6.1月末時点 | 【R4新規】インターネットを活用した相談支援事業の実施 | 令和4年度のモデル実施において目標を上回る人数の相談があった成果を踏まえ、令和5年度より年間相談を実施することとなった。 | 新規相談者はR6.1月末時点で目標の200名を達成していないが、累計相談者はすでに目標の250名を上回っていること、また、継続相談につながった後のポジティブな感情変化や相談機関へのつながりに結びついた相談者も複数あり、一定の効果があると判断している。 | ○ | 新規相談者は、R6.1月末時点で目標未達成であるが、累計相談者は目標を上回っており、引き続き相談を必要とするハイリスク者が支援に繋がるように事業を継続していく。 |
| 3 | 相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修の累計受講者数 | 累計受講者数3,340人 (平成19年度から開始) | 累計受講者数5,000人 (令和3・4年度250人、令和5年度以降290人) | 累計受講者3,543人 (新規受講者数203人) | 累計受講者3,741人 (新規受講者数198人) | 累計受講者3,942人 (新規受講者数201人) | 相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成) | a)ゲートキーパー研修の実施 2回実施し、57人の参加があった。 b)ゲートキーパー研修(基礎編、実践編、レベルアップ編)の実施 基礎編をWebで開催し55人の参加があった。実践編は対面で実施し14人の参加があった。レベルアップ編も対面で実施し、18人の参加があった。 研修を実効性のあるものとするために、研修後に加え、3か月後にもアンケートを実施し、研修の効果検証を行っている。 医療機関スタッフを対象としたゲートキーパー研修はWebで開催し、57人の参加があった。 | 各ゲートキーパー研修では3か月後アンケートを実施し、「相談対応の際一歩踏み込んで聞けるようになった」等、研修内容を活かされている結果となった。 実技を伴うものは、参集型の研修としているが、参集型の研修は参加者数が少ない傾向にある。コロナ禍以降、様々な場面でWeb研修が増加しており、研修開催環境が多様化している。今後もWeb開催を取り入れながら開催する。 | △ | 参加状況やアンケート結果等の分析を行い、受講しやすい環境設定や積極的広報に努めることで、受講者を増やし、目標達成を目指す。 |
| 4 | 市民アンケート「自殺(自死)対策のために取り組むことができること」の「これまで以上の家族や友人への目配り」ができるとする回答の割合 | 56.5% | 60.0%以上 | 令和7年度実施の市民アンケートで確認 | | | 【R4新規】心のサポーター養成研修の実施 | ・令和5年度は令和4年度に引き続き、国よりモデル実施自治体に選定され、計3回の研修を実施し、79人の参加があった。 | ・参加者の多くが本研修の目的であるメンタルヘルスに関する知識や、傾聴の重要性やつなげ方への理解が深まっており、一定の効果はあったものとする。 ・本市として、産業保健総合支援センターや企業の関係者との新たなネットワークを形成することができ、今後の働く世代への自殺(自死)対策のアプローチにつながる研修として有効であったものとする。 ・令和6年度以降、全国で同サポーターが養成されていくが、本市においても、本事業の具体的な展開方法や課題を整理し、着実にサポーターを養成することにより、第3次計画の評価指標として定める「家族や友人への目配りが出来る」とする市民を増やしていきたい。 | ／ | 心のサポーター養成事業を正式に開始し、家族や友人への目配りが出来る人材の増加に努めることにより、目標の達成を目指す。 |
| 5 | 市民アンケート「相談機関の認知度」の割合 | 以下の4機関の認知度 (「知っている」の割合) ①広島いのちの電話(47.0%) ②広島市自殺(自死)防止相談電話(10.1%) ③ひろしまチャイルドライン(26.3%) ④くらしサポートセンター(21.1%) | 左記の4機関の認知度の向上 | 令和7年度実施の市民アンケートで確認 | | | 【R4新規】X(旧Twitter)を活用した相談機関の周知 【R5新規】LINE VOOM及びFacebookを活用した相談機関の周知 【R4新規】インターネットを活用した相談支援事業における広報啓発 | 資料7のとおり 精神科やカウンセラー等を受診しており、インターネットを活用した相談支援事業の支援対象とならない方を対象に、広島市内等の相談窓口一覧を記載した特設ページを表示し、令和5年度は、令和6年1月末現在で、1,117件の訪問件数があった。 | 一定の閲覧数やいいねがあるなど、特にSNSに触れる機会の多い若年層への相談期間の周知に効果があったものとする。今後とも多様なSNSを活用し、相談機関の周知を効果的に図るよう努めたい。 | ／ | 自殺対策主管課及び相談機関主管課が着実に周知・啓発に係る取組を実施し、認知度向上に努め、目標達成を目指す。 |
| 6 | 「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議」の開催回数 | 年間1回 | 年間4回 | 年間1回 | 年間4回 | 年間4回 | 【R4拡充】うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり | 計4回実施、100人の参加があった。(詳細は資料4(P3)のとおり) | 連携を意識して参加者同士が交流できるよう、グループワークを取り入れる等内容を工夫して会議を行い、顔の見える関係ができつつある。今後は関係者間のネットワークが構築できるよう継続実施していく必要がある。 | ○ | 令和5年度は目標達成しており、引き続き関係者間のネットワークが構築できるよう継続実施していく。 |

広島市公式SNSによる相談機関の周知（令和5年9月投稿分）

X (旧Twitter) (令和4年度開始)

LINE VOOM (令和5年度開始)

Facebook (令和5年度開始)



広島市うつ病・自殺（自死）対策推進連絡調整会議委員名簿

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 所属・役職等 |
|--------|---------------------------------|
| 天野 純子 | 広島県医師会 常任理事 |
| 荒木 清希 | 広島市社会福祉協議会 常務理事 |
| 磯邊 省三 | 広島文化学園大学 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科 特任教授 |
| 大盛 航 | 広島大学病院 精神科 助教 |
| 岡本 泰昌 | 広島大学大学院医系科学研究科（医） 教授 |
| 長田 照義 | 広島市民生委員児童委員協議会 理事 |
| 勝尾 康彦 | 広島市精神保健福祉家族会連合会 理事 |
| 木ノ元 陽子 | 中国新聞社 編集局次長 |
| 高畑 紳一 | 広島市医師会 常任理事 |
| 佐々木 栄治 | 広島県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 課長補佐 |
| 鈴木 康之 | 広島県臨床心理士会 会長 |
| 田村 達辞 | 広島県精神神経科診療所協会 副会長 |
| 寺村 清美 | 広島産業保健総合支援センター 産業保健専門職 |
| 中原 良子 | 広島弁護士会 弁護士 |
| 中村 貴紀 | 広島労働局労働基準部健康安全課 課長 |
| 西本 尚士 | 広島商工会議所 事務局長 |
| 樋口 啓子 | 広島いのちの電話 理事 |
| 久岡 桂子 | 広島県看護協会 訪問看護事業局長 |

※ 令和5年9月6日現在

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 本市においてうつ病・自殺(自死)対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を開催する。

(連絡調整)

第2条 連絡調整会議においては、次に掲げる事項について、各委員が意見交換等を行うものとする。

- (1) うつ病・自殺(自死)対策に関する調査及び分析に関すること。
- (2) うつ病・自殺(自死)対策に関する関係・関連事業の実施状況に関すること。
- (3) うつ病・自殺(自死)対策の基本方針及び推進計画に関すること。
- (4) その他うつ病・自殺(自死)対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 連絡調整会議は、うつ病・自殺(自死)対策にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

- 2 前項の場合において、市長は、3年間継続して連絡調整会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き連絡調整会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡調整会議に会長及び副会長各1人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、連絡調整会議を進行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

(専門分野別会議)

第6条 市長は、連絡調整会議の出席を依頼している者のうちから専門分野ごとに出席者を選んで、専門分野別会議を開催することができる。

- 2 専門分野別会議に会長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

- 2 専門分野別会議の庶務は、専門分野別会議に関係の深い本市の関係課の中から、市長が指定するものにおいて処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議及び専門分野別会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の広島市うつ病・自殺対策推進協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により市長から委員に依頼されている者は、改正後の広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定により連絡調整会議への出席を依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者に対して連絡調整会議への出席を継続して依頼する期間は、新要綱第3条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第4条第1項の規定による委員として任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。